

# 栃木県男女共同参画地域推進員の

## 活動の手引き



栃 木 県

## 栃木県男女共同参画地域推進員の皆さんへ

地域において、日ごろより男女共同参画の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

県では、毎年、地域推進員の皆さんを対象に研修会を開催したり、アンケート調査等を実施しておりますが、地域推進員の皆さんから、

「地域推進員としてどのような活動をすればいいの？」

「他の地域推進員の方々はどのような活動をしているの？」

「県は地域推進員に何を求めているの？」

「県はどのような方向をみざしているの？」

という声をいただくことがあります。

そこで、地域推進員の皆さんが、地域で活動するための参考資料として、この手引きを作成いたしましたので、ご活用いただければ幸いです。

今後とも、豊かで活力ある男女共同参画社会の実現に向けて、ご協力くださいますようよろしくお願いいたします。

### 表紙のシンボルマークについて

**「栃木県男女共同参画地域推進員」のシンボルマークです。**

このシンボルマークは、英語の MAN（男性）、WOMAN（女性）の頭文字の「M」と「W」を植物モチーフにデザインしたもので、M（男性）と W（女性）が、植物のつるがのびるように成長し、葉を付け、人という字を形づくっています。

男女が協力し合いながらも互いの個性をおさえることなく、植物のように、しなやかに、のびのびとしている様子を表しています。

## 目 次

1	はじめに	P 1
2	栃木県男女共同参画地域推進員とは	P 3
3	地域推進員の活動事例	P 5
4	「とちぎ男女共同参画プラン〔四期計画〕」からみる各種取組	P 8
5	特集	
	(1) 女性の活躍	P 17
	(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）	P 19
6	講座を企画してみよう	P 21
7	附属資料	
	(1) 男女共同参画に関する法令等	P 27
	(2) 栃木県男女共同参画推進条例	P 29
	(3) 栃木県男女共同参画地域推進員に関する要綱	P 30
	(4) 男女共同参画に関するキーワード	P 35
	(5) 各種相談機関等一覧	P 40
	(6) 関係機関一覧	P 44
	(7) データ集	P 47

## 1 はじめに

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会は、私たちが目指すべき社会です。また、少子高齢化の進行や社会経済情勢の変化などの様々な課題に対応するうえでも男女共同参画社会の実現が必要不可欠となっています。

\*\*\*\*\*

真の男女平等を達成し、豊かで活力ある社会を築いていくためには、誰もが自分らしい生き方を選択できるよう、社会制度や慣行、しきたりについても、男女共同参画の視点で見直していくことが必要です。

ともすれば、「男女共同参画」というと、女性のための取組であると思われがちですが、性別にかかわらず、誰もが自分らしく生きていける男女共同参画社会の実現は、男性にとっても重要なことです。固定的性別役割分担意識は、男性に、「男性が主に稼ぐべき」などといった男性役割のプレッシャーとして重くのしかかる場合があります。

男性も、男性だからという固定的な考え方を変えれば、生き方の選択が広がります。仕事中心になりがちな生活を見直し、子育てや介護、地域活動に今まで以上に参加することで、仕事だけの生活では得られない経験や、感動を味わい、より心豊かな生活の実現につながります。

誰もが自分らしく幸福に生きられるよう、固定的な役割分担意識にとらわれない生き方の選択ができる、男女共同参画社会づくりを進めて行く必要があります。

\*\*\*\*\*

県では、昭和 56 年 3 月に「婦人のための栃木県計画」を策定し、以来、「とちぎ新時代女性プラン（Ⅰ～Ⅲ期計画）」を経て、平成 11 年制定の「男女共同参画社会基本法」に基づく都道府県計画である「とちぎ男女共同参画プラン」（以下「計画」という。）を平成 13 年 3 月に策定し、二期計画を平成 18 年 3 月に、三期計画を平成 23 年 3 月にそれぞれ策定し、男女共同参画社会の実現のための諸施策を総合的に推進してきました。

平成 28 年 3 月には、本県の男女共同参画社会の実現に向けた取組を一層推進するため、「とちぎ男女共同参画プラン〔四期計画〕」を策定しました。

また、平成 14 年 12 月には「栃木県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画を推進するための基本理念を明らかにしました。

## とちぎ男女共同参画プランがめざす男女共同参画社会のすがた

### ◇ 家庭では

男性も、女性も、大人も、子どもも、一人ひとりの人権が尊重され、家族全員で家事・子育て・介護などを協力しながら、喜びも責任も分かち合い、豊かで充実した家庭を築いています。



### ◇ 地域では

固定的な性別役割分担意識に基づく慣行やしきたりが見直され、男性も、女性も、高齢者も、若者も、一人ひとりの考え方や人権が尊重され、自治会・防災・PTAなどの様々な活動の企画や方針決定に関わり、豊かで住みよい地域づくりに貢献しています。



### ◇ 職場では

採用・配置・昇進・賃金などの男女格差が解消され、男性も、女性も、一人ひとりの人権が尊重され、個性・能力・意欲を十分に発揮しながら、ワーク・ライフ・バランスの実現により、ゆとりと充実感をもっていきいきと働いています。



### ◇ 学校では

児童・生徒一人ひとりの人権が尊重され、性別に関わりなく、個性や能力を伸ばすような教育や男女共同参画の視点による校内の環境づくりが進められ、進学や就職に際しては、個人の適性を尊重した進路選択がなされています。



## 2 栃木県男女共同参画地域推進員とは

『栃木県男女共同参画地域推進員』については、平成15年4月1日に施行された「栃木県男女共同参画推進条例」において、男女共同参画の推進体制の一つの柱として、

第十七条 県は、県民の協力を得て男女共同参画の推進を図るため、**地域において男女共同参画の普及啓発その他の活動を行う**栃木県男女共同参画地域推進員を委嘱し、かつ、その活動を支援するものとする。

と定められています。

また、地域推進員の役割、県の役割、市町村への協力依頼等については、『栃木県男女共同参画地域推進員に関する要綱』に、次のように定められています。

### 地域推進員の役割等

#### ◇ 地域推進員の役割

推進員は、地域において次に掲げる事項を自主的に行うものとする。

- 1 地域における活動に参加し、男女共同参画に関する普及啓発を行うこと。
- 2 女性問題の課題解決のために努めること。
- 3 男女共同参画のための行政施策の推進及びとちぎ男女共同参画センターの事業の実施に協力すること。
- 4 その他男女共同参画の推進に関すること。

#### ◇ 県の役割

県は、推進員の役割を円滑に推進するため、次に掲げる事項を行うものとする。

- 1 推進員に、男女共同参画や女性問題に関する各種情報を提供すること。
- 2 施策の推進に関し推進員の協力を得ること。
- 3 推進員に対する研修を実施すること。
- 4 その他推進員が担う役割に関し必要なこと。

#### ◇ 市町村への協力依頼等

県は、推進員の役割を踏まえ、市町村に対し、次に掲げる事項について協力を依頼するものとする。

- 1 申込書及び辞退届の收受及び県への提出
- 2 推進員名簿の管理
- 3 推進員に、男女共同参画や女性問題に関する各種情報を提供すること。
- 4 施策の推進に関し推進員の協力を得ること。
- 5 その他推進員が担う役割に関し必要なこと。

♪ 参考情報 1 ♪

「栃木県男女共同参画地域推進員」の誕生はいつなのでしょう？

- 昭和 62 年 4 月 1 日 **婦人活動地域推進員** が誕生  
自主的な活動を通じて女性の社会参加と福祉の増進を図り、もって女性の地位向上に資することを目的に設置されました。(昭和 63 年 5 月：329 人の登録)
- 平成 3 年 4 月 1 日 **女性活動地域推進員** に名称変更  
県婦人問題懇話会の意見等をふまえ、「婦人」を「女性」に変更しました。
- 平成 12 年 4 月 1 日 **栃木県男女共同参画地域推進員** に名称変更  
男女共同参画社会基本法が制定 (H11.6.23 施行) されたことや、推進員に男性が加わってきたことから、全面的に見直しを行いました。





### 3 地域推進員の活動事例

『栃木県男女共同参画地域推進員に関する要綱』に定める「地域推進員の役割」（本書3P参照）について、具体的な活動事例をいくつかご紹介します。

#### 男女共同参画に関する普及啓発

- ◇ 地域推進員のグループで・・・
- ◇ 地域推進員が所属するグループで・・・
- ◇ 団体等に所属して・・・
  - 地域等における男女共同参画を推進するため、あらゆる機会をとらえて、積極的に働きかける
  - 所属する団体等の活動に男女共同参画の視点を入れるよう働きかける
- ◇ 個人で・・・
  - 家庭、地域社会、職場等で男女共同参画について啓発する
    - ・ 家庭内：男女共同参画を実践する（家事等の役割分担、働き方や子育てを見直す）
    - ・ 地域社会：自治会等の地域活動に積極的に参加し、男女共同参画の重要性を浸透させる
    - ・ 職場：仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する、就労の場における男女共同参画を推進する
  - 男女共同参画に関する講座や講演会等に参加し、理解を深める

#### 女性問題の課題解決に関すること

- ◇ 地域推進員のグループで・・・
- ◇ 地域推進員が所属するグループで・・・
- ◇ 団体等に所属して・・・
  - 地域等における女性問題の課題解決に向けて、あらゆる機会をとらえて、積極的に働きかける
- ◇ 個人で・・・
  - 女性に対する暴力や、女性が抱える不安や心配事について悩んでいる人に対し、相談窓口を紹介する
  - 女性に対する暴力の根絶に向けて、被害者等を発見した場合は、警察や配偶者暴力相談支援センターに通報する
  - 女性に対する暴力に関する講座や講演会等に参加し、理解を深める
  - 政策・方針決定過程に積極的に参画し、男女共同参画の視点を反映させる
  - 女性の生涯にわたる健康の保持のため、乳がんや子宮頸がんなどの検診を受診する
  - 家庭生活や地域生活、職業生活とのバランスが取れた生活に努める



## 行政施策の推進等に関すること

- ◇ 地域推進員のグループで・・・
- ◇ 地域推進員が所属するグループで・・・
- ◇ 団体等に所属して・・・
  - 県や市町の実施する事業（イベント、セミナー、講演会等）へ参画する
  - 県や市町の審議会等委員に就任し、男女共同参画の視点を反映させる
- ◇ 個人で・・・
  - 県や市町、男女共同参画センターの実施する事業（イベント、セミナー、講演会等）へ参加し、理解を深める
  - 県や市町の実施する事業（イベント、セミナー、講演会等）への参加を呼びかける

## その他男女共同参画の推進に関すること

- 高齢者や障害者、ひとり親家庭等のさまざまな困難を抱える人々が、地域社会の中で充実した生活ができるよう、地域全体で支え合う環境づくりを考える
- 子育て（子ども・若者）や介護は社会全体で担う・支える環境づくりを考える
- 震災等いつ起こるかわからない災害時に備え、日頃から男女共同参画の視点をふまえた地域づくりを考える

## ☆ 実際の活動事例の一部をみてみましょう ☆

- ◇ 地域推進員のグループで・・・
- 地域推進員が所属するグループで・・・
- 団体等に所属して・・・
  - ・ セミナーやイベントの実行委員として活動
  - ・ セミナーやイベントの運営に協力
  - ・ 市町イベント実施時の啓発物資の配布協力
  - ・ 市町のイベントでクイズや寸劇、紙芝居等を実施
  - ・ 出前講座の講師やファシリテーターとして活動
  - ・ 出前講座、広報活動等実施
  - ・ 所属する団体等の会員の資質向上のため、研修会を企画、運営
  - ・ 小学校就学時健診等において託児ボランティア協力
  - ・ 学校支援ボランティアとして協力
  - ・ 子育て支援センター等において子育て支援を実施
  - ・ とちぎ男女共同参画センターのフェスタ in パルティで寸劇、展示等実施

#### ◇ 個人で・・・

- ・ 講座、セミナーの講師として活動
- ・ 市町事業（セミナー等）の企画、運営
- ・ 県や市町の審議会等委員として参画
- ・ 街頭啓発活動に協力
- ・ 市町の男女共同参画広報紙の編集協力
- ・ 県事業、市町事業等で情報収集し、その後の活動に活用
- ・ 研修会やセミナー等への参加
- ・ 男女共同参画に関する講演、講義への参加を呼びかけ
- ・ 自治会の役員として地域の男女共同参画推進に努力
- ・ 民生委員として地域の見守り実施

#### ♪ 参考情報 2 ♪

女性のエンパワーメントと社会参加を支援し、男女共同参画社会の実現を目指す活動拠点施設「とちぎ男女共同参画センター（パルティ）」の誕生はいつなのでしょう？

- 平成 8 年 4 月 1 日 「とちぎ女性センター」開館
- 平成 16 年 4 月 1 日 「とちぎ男女共同参画センター」に名称変更
- 平成 23 年 4 月 1 日 県の出先機関「とちぎ男女共同参画センター」が発足

[パルティ（愛称）] 「参加、参画、関与」を意味する「Participacion」（スペイン語）から引用しました。

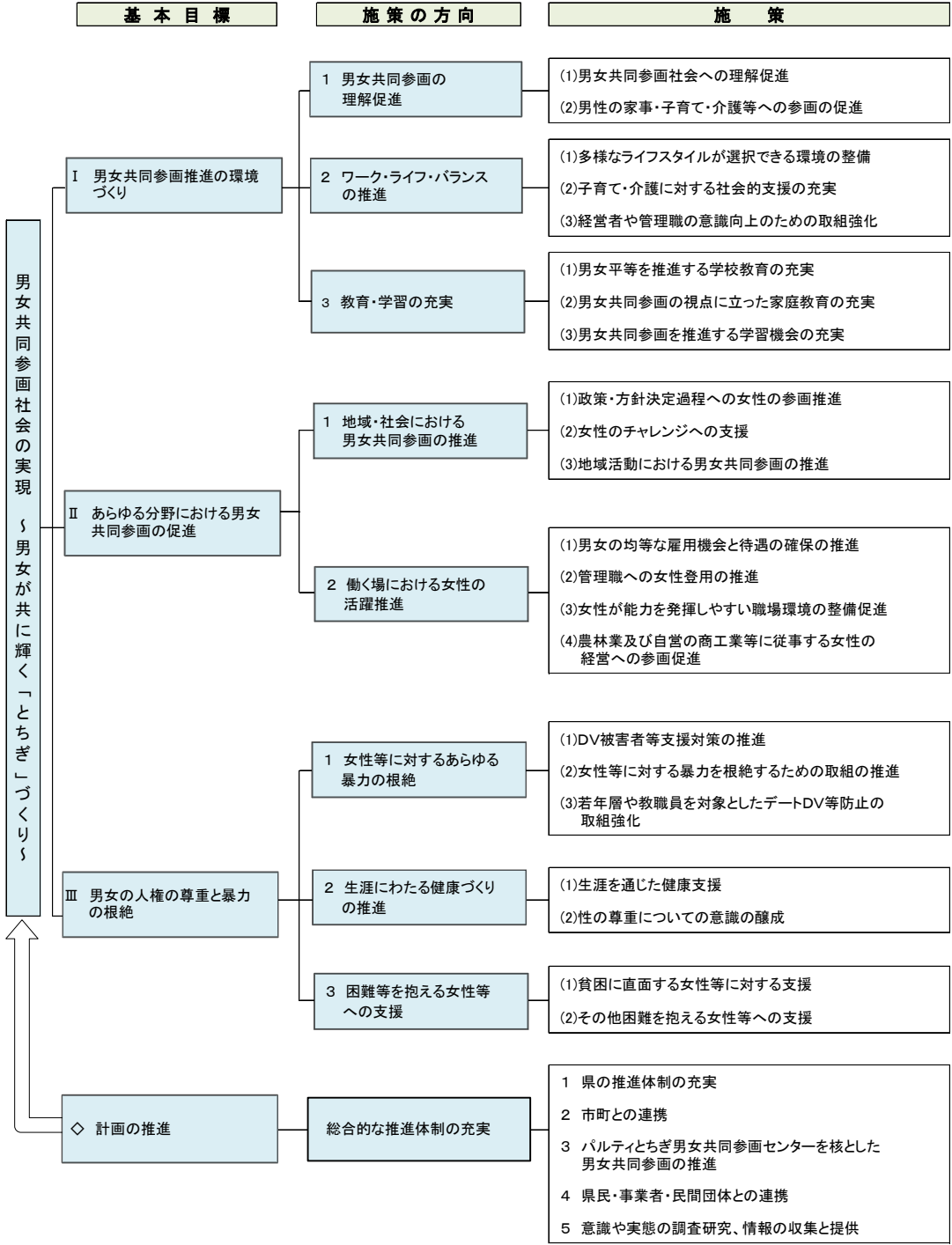


[シンボルマーク] とちぎの「と」と、躍動する女性像をデザイン化しました

## 4 「とちぎ男女共同参画プラン〔四期計画〕」からみる各種取組

「とちぎ男女共同参画プラン（四期計画）」は、栃木県における男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、計画的に推進するためのものです。

プランには、3つの『基本目標』と、8つの『施策の方向』を定め、それぞれの施策ごとに『主な取組』を示しています。



プランの3つの基本目標と8つの施策の方向ごとに、“私たちができる取組”をみていきます。

## 基本目標Ⅰ 男女共同参画推進の環境づくり

男女共同参画推進の環境をつくるためには、行政の取組だけでは実現しません。プランでは、男女共同参画に関する理解を深め、次のようなことに一緒に取り組むことをお願いしています。

### 【県民の皆様は】

- ・講座などの啓発事業に積極的に参加し、自らの意識のあり様を見直して、男女が共に個人として尊重され、共に参画する社会の実現に努めます。
- ・仕事中心の意識やライフスタイルを見直し、家庭や地域活動に積極的に参加します。
- ・男女が協力して、家事・子育て・介護等を行います。
- ・子育てに関わる人々誰もが、性別にとらわれず一人ひとりの個性と能力を大切に子どもに接します。

### 【事業者の皆様は】

- ・仕事優先の組織風土を見直し、長時間労働の是正に努めます。
- ・子育てや介護が行いやすい職場環境づくりに努めます。

## 施策の方向Ⅰ 男女共同参画の理解促進

男女共同参画の意識を浸透させるため、あらゆる機会や多様な媒体を通じ、広報、啓発活動を展開することが重要であり、かつ、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加できるよう、社会制度や慣行等を見直す必要があります。

さらに、固定的な性別役割分担意識の解消が、女性だけではなく、男性にとっても暮らしやすい社会となることへの理解を深めるとともに、長時間労働の抑制など働き方を見直し、積極的に男性の家事・子育て・介護等への参画を進める必要があります。

### ◇ 施策1-1 男女共同参画社会への理解促進

- ・「男女共同参画週間」や「男女雇用機会均等月間」、「女性に対する暴力をなくす運動」、「栃木県人権教育・啓発推進県民運動強調月間（週間）」などを活用した普及啓発活動に協力しましょう。
- ・広報誌作成、各種研修会や出前講座の開催などによる啓発活動に協力しましょう。

### ◇ 施策1-2 男性の家事・子育て・介護等への参画の促進

- ・長時間労働の抑制、育児休暇・休業の取得等働き方の見直しやライフスタイルに応じた多様な働き方の意識啓発など、男性に向けた広報・啓発活動を行いましょう。

- ・ 男性の家事や子育て、介護などへの参画を進めるための講座やイベント等に協力しましょう。

## 施策の方向2 ワーク・ライフ・バランスの推進

家庭生活や地域生活、職業生活とのバランスがとれた生活の実現に向けて、多様なライフステージに応じた、働きやすく、ワーク・ライフ・バランスを実現しやすい雇用環境の整備に取り組む必要があります。

また、現在女性が多くを担っている子育てや介護について、男女が協力して担い、社会全体で支えることができるよう、子育て支援、介護サービスの充実などの環境整備が必要です。

さらに、様々な立場の男女が共に仕事と家庭、地域活動を両立できるよう、企業経営者及び管理者の意識改革を進めていく必要があります。

### ◇ 施策2-1 多様なライフスタイルが選択できる環境の整備

- ・ 家族がふれあい、絆を深められるよう、「家庭の日」の普及啓発に協力しましょう。
- ・ 仕事と家庭の両立支援を進めるための講座、イベントの開催に協力しましょう。

### ◇ 施策2-2 子育て・介護に対する社会的支援の充実

- ・ 子育て、介護を支え合う社会全体で支え合う環境づくりに協力しましょう。

### ◇ 施策2-3 経営者や管理職の意識向上のための取組強化

## 施策の方向3 教育・学習の充実

男女共同参画社会を実現するために「学校教育や生涯学習・社会教育の場で男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」ことを望む方が多いことから、家庭や学校、男女共同参画センターでの講座などを通じて男女共同参画に関する教育を続けていくことが重要です。

子どもたちが、社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性、能力を最大限発揮しながら自立して生活するために、長期的な視点で自らの人生設計を行い、主体的に生き方を選択することができるよう支援するキャリア教育が重要です。

### ◇ 施策3-1 男女平等を推進する学校教育の充実

### ◇ 施策3-2 男女共同参画の視点に立った家庭教育の充実

### ◇ 施策3-3 男女共同参画を推進する学習機会の充実

- ・ 地域の教育力の活性化や、地域における学習機会の提供を進めるため、学校や公民館等において開催する（出前）講座等に協力しましょう。
- ・ 男女共同参画に関する多様な講座を開催する男女共同参画センター等を利用し、理解を深めましょう。（周囲の人にセンター等の講座をご紹介ください。）

### ♪ 参考情報 3 ♪

とちぎ男女共同参画センターではどのような事業を実施しているのでしょうか？

- センター開館以来、(公財)とちぎ男女共同参画財団により、施設の管理運営、情報提供、調査研究、啓発・学習・研修、相談事業を実施してきました。
- 平成23年4月1日に県の出先機関「とちぎ男女共同参画センター」が発足し、基礎的な啓発事業や女性の保護自立支援事業等を担うこととなりました。

(公財)とちぎ男女共同参画財団は、より専門性の高い研修や啓発活動を実施していきます。

施設管理：ホール・研修室等の貸出等、情報ライブラリーの管理運営 【財団】

情報提供：情報誌「パルティ」、講座案内の発行 【財団】

調査研究 【財団】

啓発・学習・研修

- ・ 男女共同参画セミナー、出張セミナー、とちぎウーマン応援塾、女性のキャリアアップ支援講座、男女共同参画地域推進員スキルアップ講座、男性のワーク・ライフ・バランス講座、女性の暴力を考える講座、女性団体活動促進事業等 【センター】
- ・ 自主活動支援事業、フェスタ in パルティ、交流サロン会議、再チャレンジ支援（再就職支援セミナー等）、キャリアアップ支援（アサーティブ講座等）、重点項目推進事業（各種講座）、一時保育事業、出張セミナー等【財団】

相談事業 【センター】

- ・ 女性のための相談（一般、配偶者暴力、法律、DV法律、健康相談）
- ・ 男性のための相談
- ・ 女性のための就職相談
- ・ 不妊相談（県こども政策課）

女性の保護自立支援事業 【センター】

- ・ 婦人相談所、婦人保護施設、配偶者暴力相談支援センター業務等

## 基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進

プランでは、地域や職場などのあらゆる分野で男女共同参画が進むよう、男女共同参画の視点に立って、次のようなことに一緒に取り組むことをお願いしています。

### 【県民の皆様は】

- ・ 固定的な役割分担意識にとらわれることなく、登用や能力発揮の機会を活かします。
- ・ 性別による固定的役割分担に基づく慣行やしきたりを見直し、男女が共に地域活動に参画し、性別を問わず役員に就任します。

### 【事業者の皆様は】

- ・ 女性の職域を拡大し、女性の人材を育成、登用し、働きやすい職場環境を整備します。
- ・ 働く女性の母性保護と母性健康管理を周知するとともに、セクシュアルハラスメント及びマタニティハラスメントのない職場をつくります。
- ・ 長時間労働などの男性中心型労働慣行等を見直し、職場における女性の活躍を進めます。

## 施策の方向1 地域・社会における男女共同参画の推進

国は、社会におけるあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に占める女性の割合を30%程度とする（「2030（にいまるさんまる）」）ことを目指し、実現に向けた様々な取組を進めていますが、県においても、地域・社会における男女共同参画を推進するため、女性の活躍が十分でない分野への女性の参画をさらに促進していく必要があります。

また、防災対策の面では、東日本大震災の際に、意思決定過程への女性の参画が不十分だったため、男女のニーズの違い等に配慮されないなどの課題が生じました。予防、応急、復旧・復興等の全ての局面において、男女共同参画の視点を取り入れていく必要があります。

### ◇ 施策1-1 政策・方針決定過程への女性の参画推進

- ・ 県や市町の各種審議会や委員会の委員、又は自治会役員、農業委員、農協委員、商工会役員などあらゆる分野における政策・方針決定過程に積極的に参画し、男女共同参画の視点を反映させましょう。

そのために、自らリーダー養成研修会等に参画したり、周囲の人に参加を働きかけましょう。

### ◇ 施策1-2 女性のチャレンジへの支援

- ・ 子育てや介護等でいったん仕事を中断した後再就職を目指す女性や、企業を目指す



女性、キャリアアップを目指す女性に、男女共同参画センター等の各種講座を紹介しましょう。

#### ◇ 施策 1-3 地域活動における男女共同参画の推進

- ・ 自治会活動をはじめとした地域活動に積極的に参加し、主要な役員にも男女を問わず就任できるよう働きかけましょう。
- ・ 地域における男女共同参画を推進するため、地域推進員同士の連携、ネットワーク化を図りましょう。
- ・ 災害・復旧・復興時に男女が協力して取り組めるよう、日頃から家庭や地域・職場での男女共同参画を進め、支え合う地域づくりに協力しましょう。

### 施策の方向 2 働く場における女性の活躍推進

個々の職場においても、性別を理由とする差別的取扱いや、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等を根絶し、女性も男性も働きやすい職場環境づくりを推進する必要があります。

さらに、農林業や自営商工業等においても、女性が経営上の意思決定に参画できるよう、就労環境改善への取組を一層推進することが必要です。

#### ◇ 施策 2-1 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の推進

#### ◇ 施策 2-2 管理職への女性登用の推進

#### ◇ 施策 2-3 女性が能力を発揮しやすい職場環境の整備促進

#### ◇ 施策 2-4 農林業及び自営の商工業等に従事する女性の経営への参画促進

- ・ 職場における固定的役割分担意識に基づく慣行の解消に向けた啓発に協力しましょう。
- ・ セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメントの防止など、男女とも働きやすい職場環境づくりに協力しましょう。

#### ♪ 参考情報 4 ♪

「男女共同参画週間」はいつでしょうか？

毎年、6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」としています。

男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向けて、平成11年6月23日に男女共同参画社会基本法が公布・施行されました。

この基本法の目的及び基本理念に対する国民の理解を深め、男女共同参画社会の形成促進を図るため、平成13年度より毎年、6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、内閣府が主唱し、全国的に男女共同参画の推進のための広報啓発活動を実施しています。

### 基本目標Ⅲ 男女の人権の尊重と暴力の根絶

プランでは、男女の人権の尊重と暴力の根絶に向けて、男女共同参画に関する理解を深め、次のようなことに一緒に取り組むことをお願いしています。

#### 【県民の皆様は】

- ・配偶者からの暴力を含め、あらゆる暴力は人権侵害であるという認識をし、暴力を許さない環境をつくりまします。
- ・互いの性差に応じた健康についての理解を深め、生涯を通じて健康の保持に努めまします。
- ・身近な高齢者や障害者、ひとり親家庭などを地域社会全体支えていくため、自分にできる協力をします。

#### 【事業者の皆様は】

- ・広告や広報活動において、男女共同参画の視点に立った表現に努めまします。

### 施策の方向 1 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

相手の人権を侵害し、恐怖と不安を与えるDVや性犯罪、ストーカーなどの暴力は決して許される行為ではありません。

近年、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、交際相手からの暴力、性犯罪・売買春・人身取引等の暴力が多様化しており、こうした状況への対応も求められています。

また、暴力を受けた後、相談・支援を受ける過程における二次被害を防止するため、DV被害者等の相談・支援に関わる機関は、DVに関する知識だけでなく、被害者の心理やその置かれている状況についても適切に理解することが求められています。

#### ◇ 施策1-1 DV被害者等支援対策の推進

#### ◇ 施策1-2 女性等に対する暴力を根絶するための取組の推進

#### ◇ 施策1-3 若年層や教職員を対象としたデートDV等防止の取組強化

- ・女性に対する暴力に関する講座や講演会等に参加し理解を含めまします。
- ・女性に対する暴力や、女性が抱える不安や心配事について悩んでいる人に対し、相談窓口を紹介まします。
- ・被害者等を発見した場合は、被害者を配慮しつつ、被害の拡大を防ぐとともに、警察や配偶者暴力相談支援センターに通報まします。

## 施策の方向2 生涯にわたる健康づくりの推進

女性は、女性ホルモン等の影響により、心身の状況が思春期、出産期、更年期、老年期等人生の各段階に応じて大きく変化します。

男性は、肥満者や喫煙飲酒する者の割合が女性よりも高くなっています。これは、男性は精神面で孤立しやすく、また、30代、40代を中心に長時間労働が多く、仕事と生活の調和がとりにくいといった状況と深く関わっています。

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会づくりを進める上で重要なことです。

### ◇ 施策2-1 生涯を通じた健康支援

- ・ 健康保持のため、自らも検診を受診するとともに、周囲の人に検診を勧めましょう。
- ・ 健康で悩む人に対し、内容に応じた相談窓口を紹介しましょう。

### ◇ 施策2-2 性の尊重についての意識の醸成

## 施策の方向3 困難等を抱える女性等への支援

高齢者、障害者、外国人等は、厳しい生活環境や雇用環境に置かれやすい状況にありますが、さらに、女性は、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合もあることから、きめ細かな支援が必要です。

経済的な格差が教育の格差につながり、貧困の連鎖を招かないよう、家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲のある子どもが教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばし、将来に希望が持てるようにするため、平等な学習機会の提供に努める必要があります。

若者でも、不登校やひきこもり、ニート、フリーター等の立場に置かれている人々がいます。一人ひとりが自立に向かっての一步を踏み出せるよう、状況に応じたきめ細かな支援が必要です。

男女を問わず性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合や性同一性障害などを有する人々に対しても、人権尊重の観点からの配慮が必要です。

### ◇ 施策3-1 貧困に直面する女性等に対する支援

### ◇ 施策3-2 その他困難を抱える女性等への支援

- ・ 貧困等、困難を抱えた人に対し、相談窓口を紹介しましょう。
- ・ 性的指向や性同一性障害に関する講座やセミナーを受講し、性的少数者への理解を深めましょう。

## とちぎ男女共同参画プラン〔四期計画〕がめざす目標値

目標設定指標	単位	基準値	H32(2020) 目標値
<b>I 男女共同参画推進の環境づくり</b>			
男女共同参画計画を策定している市町の割合	%	84.0 (H27 年度 末)	100.0 (H32 年度末)
男性の育児休業取得率	%	0.8 (H26 年度)	8.0 (H32 年度)
男女生き生き企業（仮称）認定企業数 ※1	企業数	—	100 (H32 年度末)
<b>II あらゆる分野における男女共同参画の促進</b>			
県の審議会等委員に占める女性の割合 ※法令必置＋法令任意＋条例設置	%	30.8 (H27.4.1)	40.0 (H33.4.1)
市町の審議会等委員に占める女性の割合 ※法令必置＋法令任意＋条例設置	%	27.4 (H27.4.1)	35.0 (H33.4.1)
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定 中小企業数	企業数	—	400 (H32 年度末)
とちぎ女性活躍応援団（仮称）の登録企業等数 ※2	企業数	—	1,000 (H32 年度末)
<b>III 男女の人権の尊重と暴力の根絶</b>			
DV防止計画を策定している市町の割合	%	36.0 (H27 年度末)	60.0 (H32 年度末)
①子宮頸がん検診受診率（20歳から69歳） ②乳がん検診受診率(全方式)（40歳から69歳）	%	①43.3 ②49.3 (H25 年)	①60.0 以上 ②60.0 以上 (H31 年)

※1 男女生き生き企業（仮称）認定企業数：女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組むことを宣言し、実践する企業のうち、県の認定を受けた企業の数です。

※2 とちぎ女性活躍応援団（仮称）の登録企業等数：女性の活躍を含めた働き方改革にオール栃木体制で取り組んでいくため、その趣旨に賛同し登録した企業・団体等の数です。

## 5 特集

### (1) 女性の活躍

#### ◇ なぜ女性の活躍が必要なのか？

人口構成の変化や産業競争の激化などにより、経済社会の構造が変化し、非正規労働者の増大をはじめとする雇用の不安定化や社会保障の持続可能性など様々な課題が発生する中、その担い手としての女性の活躍が求められています。

しかし、女性の年齢階級別労働力率について見ると、労働力率が30～40歳代前半を谷とした「M字カーブ」を描いており、結婚、出産、子育て期に、仕事との両立困難等から就業を中断する女性が多くいます。男性正社員を前提とした長時間労働、既婚女性の家計補助的な非正規雇用などを特徴とする働き方（男性中心型労働慣行）が依然として根付いているのが現状です。

女性が活躍することは、企業活動、行政、地域社会等の現場に多様な視点や創意工夫をもたらし、持続的な経済発展のためにも必要不可欠です。また、男女間の実質的な機会の平等につながることから、男女共同参画の推進も加速させるものと期待されます。

#### ◇ 「女性活躍推進法」とは？

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が、平成28年4月に全面施行になりました。

国・地方公共団体、常時雇用する労働者が301人以上の大企業は、

- (1) 自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析
- (2) その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出・周知・公表
- (3) 自社の女性の活躍に関する情報の公表

が義務づけられています（300人以下の中小企業は努力義務）。

この法律により、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、男女の人権が尊重され、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することが期待されます。

## ◇ ワーク・ライフ・バランスを推進しましょう

ワーク・ライフ・バランスの実現は、M字カーブの解消や女性の政策・方針決定過程への参画拡大を進める上でも不可欠です。男性も女性もあらゆる世代の誰もが仕事や子育て、介護、自己啓発、地域活動など様々な活動を自分の希望するバランスで展開でき、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、経済社会の持続可能な発展や経済活動の活性化につながります。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章（仕事と生活の調和推進官民トップ会議により平成19年12月18日策定）において、仕事と生活の調和が実現した社会とは、

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会

とされています。

ワーク・ライフ・バランスの実現は、社会全体で取り組む必要があります。県民一人ひとりが自らのワーク・ライフ・バランスのあり方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たしましょう。

## ◇ とちぎ女性活躍応援団

栃木県では、官民協働により県内各分野における女性の活躍推進の機運醸成等を図るため、平成28年9月に「とちぎ女性活躍応援団」を設立しました。この「とちぎ女性活躍応援団」は、知事を代表として、県域をカバーする様々な分野の27の団体が「運営団体」として、応援団の趣旨に賛同する県内所在の企業・団体等が「登録団体」として参画しており、女性の活躍推進に関する方策の検討・意見交換やフォーラムの開催等の取組を行っています。

「とちぎ女性活躍応援団」を中心として、オールとちぎ体制による女性の活躍や働き方の見直しを推進していきましょう。

## (2) ドメスティック・バイオレンス（DV）

### ◇ ドメスティック・バイオレンス（DV）って？

配偶者や恋人、元配偶者、以前つきあっていた恋人など、親密な関係にある又はあった者（パートナー）からの暴力のことです。

暴力には、①身体的暴力、②精神的暴力、③性的暴力、④経済的暴力、⑤子どもを巻き込んだ暴力、⑥社会的暴力があります

- ① 身体的暴力の例：殴る、蹴る、物を投げつける、突き飛ばす、平手で打つ等
- ② 精神的暴力の例：暴言、大声でどなる、何も言っても無視をする、人前で恥をかかせる等
- ③ 性的暴力の例：性行為を強要する、見たくないポルノを見せる、避妊に協力しない等
- ④ 経済的暴力の例：生活費を渡さない、借金をさせる等
- ⑤ 子どもを巻き込んだ暴力の例：子どもを虐待する、子どもの見ているところで暴力をふるう等
- ⑥ 社会的暴力の例：電話や郵便物をチェックする、携帯電話やパソコンなどを使わせない、実家や親戚との付き合いを制限する等

### ※栃木県 DV 被害者等地域支援サポーターについて

市町や民間支援団体等と連携して、DV 防止・早期発見の普及啓発活動や地域での寄り添った支援活動を実施し、DV 被害者支援者等の充実を図る。平成 30 年 4 月 1 日から実施。

### ◇ デートDVって？

恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者等を除く）の一方から他方に対してふるわれる身体的、精神的及び性的暴力のことです。

最近では、大学生や高校生はもとより、中学生にも見受けられることがあります。

### ◇ もし相談を受けたら…

- ① 被害者の身の安全を確保する

危険性・緊急性が高い場合は、迷わず最寄りの警察へ相談又は 110 番通報をすることを勧めてください。

- ② 相談機関への連絡

DV 相談窓口（41 ページ参照）を紹介し、被害者自身が相談するよう促してください。



♪ 参考情報 5 ♪

☆「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」について

近年、アダルトビデオ出演強要問題やいわゆる「JKビジネス」と呼ばれる営業により児童等が性的な被害に遭う問題などが発生しており、若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題は深刻な状況にあります。

若年層の女性に対する性的な暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに、若年女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的として、毎年4月を「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」としています。

☆「女性に対する暴力をなくす運動」はいつでしょうか？

毎年、**11月12日から25日までの2週間**を「女性に対する暴力をなくす運動」期間としています。

夫、パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。この運動を一つの機会ととらえ、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することを目的に、内閣府その他の男女共同参画推進本部構成府省庁が主唱し、全国的に広報啓発活動等を実施しています。

☆ パープルリボン … 女性に対する暴力根絶運動のシンボルマークです。

## 6 講座を企画してみよう

地域等において、男女共同参画に関する講座の企画や運営を行うとき、「男女共同参画の講座はどのように企画すればよいのだろうか?」「どうすれば、人の集まる講座が作れるのだろうか?」と悩むことはありませんか?

とちぎ男女共同参画センター(パルティ)において、長年にわたり各種講座を企画・運営している(公財)とちぎ男女共同参画財団が作成した『男女共同参画講座企画・運営とワークショッププログラム ~パルティのノウハウを公開!~』(平成22年3月発行)から、講座の企画のポイントをご紹介します。

### (1) 企画書例

講座には1回だけの講座と連続講座があります。

#### ◇ 1回だけの講座の企画書例

1回だけの講座の場合は、あれもこれも伝えたいと欲張らずに、趣旨に沿って学習内容を絞ることが大切です。

#### ◇ 連続講座の企画書例

連続講座とは、趣旨(文章や話で伝えようとしていること、もとにある考え、ものごとの目的やねらい、理由)を達成するために、講座を複数回実施するタイプです。第1回の導入から最終回のまとめまで「流れ」を大切に組み立てます。

次の企画書例は「自分力発見!&自分力アップ!パルティ出前講座」という講座の企画書です。

第1回でジェンダーを中心とした男女共同参画の基礎的な知識を学び、男女共同参画が自分に身近な課題であることに気づくことを趣旨としています。

第2回では心地よい関係を築くためのコミュニケーション方法を実践的に学びます。

そして、最終回でまとめとして、男女共同参画の視点を取り入れた自分の今後の生活プランを考えます。

全3回を通してはじめて、性別にとらわれず自分らしく生きるための一歩を明確にするという趣旨が達成できると考えて企画しています。

#### \*\* Point \*\*

男女共同参画は誰にとっても身近な問題で、男女共同参画の視点を持つことで、より自由にいきいきと楽しく生活できるということに気づいてもらうために企画していきましょう。

● 1回のみ の 講座 の 企画書例

講座名	自分力発見！～この指とまれ男女共同参画～				
講師	〇〇大学教授 〇〇〇〇				
対象	どなたでも	定員	50名		
趣旨	男女それぞれのライフステージをジェンダーの視点で見つめ直し、性別にとらわれない自分らしい生き方について考える。				
日時	〇月〇日(〇) 13:00～16:00	会場	〇〇研修室(講義→アイランド形式)		
締切日	開催日前日(保育締切日3週間前)	受講料	無料	一時保育	有
【タイムテーブル】 内容・学習方法等					【進行上の注意】 進行者、資料等
13:00	オリエンテーション(講座の趣旨、タイムスケジュール等)				進行:職員
13:10	基調講演 70分 男女共同参画社会とは、ジェンダー、エンパワメント、自己肯定、ワーク・ライフ・バランス等について				〇〇大学教授 講義形式
14:20	質疑応答 10分				
14:30	休憩 10分				
14:40	話し合い学習の説明 5分 テーマ「講演を聴いて感じたこと、講演を聴いて今後自分はどう在りたいと思ったか」 ・グループごとに着席を促す ・話し合い学習の目的、約束事について				進行:職員 アイランド形式
14:45	話し合い学習 35分 ※ 15:10になったら、発表内容のまとめを促す ・各グループの話し合いを支援:職員				
15:20	グループ発表 25分 ・1グループ3分程度				
15:45	講評 10分				〇〇大学教授
15:55	まとめ、アンケート記入 5分				進行:職員

● 連続講座の企画書例

講座名	自分力発見！&自分力アップ！パルティ出前講座						
趣旨	性別にとらわれず自分らしく生きるために、今の自分ができることを明確にする。テーマを「自分力」とし、心地よく生活するための力は誰にでも内在していることを理解し、さらに自ら引き出す意欲を喚起する。						
共催	(公財)とちぎ男女共同参画財団・〇〇町						
会場	〇〇町〇〇公民館					対象者： 〇〇町民・近隣市町民	
定員	50名	回数	3回	締切日	開催日前日(保育締切日3週間前)	受講料	無料
曜日	土曜日	時間	13:00～16:00		一時保育	有	
回	開催日時	テーマ		各回内容・学習方法等		講師	
1	〇月〇日(土)	自分力発見！ ～この指とまれ男女共同参画～		オリエンテーション  〔講義、話し合い学習〕 男女共同参画社会とは、ジェンダー、エンパワメント、自己肯定、ワーク・ライフ・バランス等について知り、性別にとられない自分らしい生き方について考える。		〇〇大学教授 〇〇〇〇	
2	〇月〇日(土)	コーチングで自分力アップ！ ～心地よい関係を築く～		〔ワークショップ〕 相手と心地よい関係を築くために、また、自分の内面的な成長のためには、コミュニケーション力を身につける必要がある。生活に密着したテーマを題材にコーチングを学ぶ。		コーチング講師 〇〇〇〇	
3	〇月〇日(土)	さらに自分力アップ！ ～自分流ライフプラン～		〔ワークショップ〕 1、2回での学びを踏まえ、男女共同参画の視点を取り入れたライフプランを作成する。すぐに実践できる具体的な目標となるよう支援する。		ファシリテーター 〇〇〇〇	

## (2) 講座の企画のポイント

### ◇ 課題やニーズを探る

参加者が最終的にどのようなすがたになってほしいかを考えるために、まず、私たちや私たちの地域に、どのような課題やニーズがあるかを探りましょう。そして、どのような心構え、知識や技術等があれば、もっと心地よく生活できるかを考えます。

### ◇ 対象者を絞る

学習効果をより確実にねらうために対象を絞ることが大切です。

【性別や年代で】

「40・50代以上の女性」のように年代と性別を明確に絞る。

【講座内容で】

「リーダーの立場にある方」「就学前の子どもを持つ母親」など。

【経験や役割で】

「〇〇講座に参加した方」「〇〇に携わる方」など。

#### **\*\* 対象者を絞ることによる効果 \*\***

- ・ 共通した課題やニーズに対応した効果的な学習内容、学習方法をとることができる。
- ・ 参加者同士、安心感が持て、話し合いがスムーズになる。
- ・ 講座終了後も仲間としてつながりやすい。(一緒に学習を継続したり地域活動をしやすい)

#### **\*\* 男性や若い人が多く参加した講座 \*\***

男性対象の講座は、なかなか集まりにくいといわれますが、パーティでは、「夫婦での参加もできます」と設定すると、参加者が増えました。

「若い人が来ない」という悩みはよく聞かれる課題です。若い世代にとって「男女共同参画」という未知で固いイメージの敷居を低くし、楽しみながらその重要性が伝わる講座やイベントを企画します。パーティでは近年、「男女共同参画セミナー」のテーマを「なりたい自分！」など、若い世代にも響くようなサブテーマを選んでいきます。

### ◇ 定員

せっかくの機会だから、会場の収容人数まで、たくさんの人に参加して欲しいと思ってしまうかもしれませんが、趣旨や学習方法と照らし合わせて定員を決めます。学習効果が最大限に上がる定員を考えましょう。

#### **\*\* 効果的な定員 \*\***

- ・ リラックスしてもらうことが趣旨の場合や、講座修了後も参加者同士でつながって欲しいと考えるなら、30名以内が効果的です。
- ・ グループで合意形成して課題解決策を考えるような講座の場合、多くても 36名程

度が良いでしょう。

- ・ 個人でじっくりと自分のことをふりかえるようなワークを行う講座は、20名程度が効果的です。
- ・ 具体的なスキルを身につけるような講座は、25名程度が効果的です。

#### ◇ 学習内容を絞り込む

例えば、ワーク・ライフ・バランスがテーマの講義では、ワーク・ライフ・バランスの何を伝えたいのか（ワーク・ライフ・バランスの意義、実践例、問題点、ワーク・ライフ・バランスの具体的な方法、心構えなど）をできるだけ細かく考えます。

#### ◇ 成果よりもプロセスを重視する

例えば、「男女共同参画社会実現のために自分たちができることは何か」をテーマに話し合い学習や調べ学習をする場合、参加者は成果のみに目を向ける傾向があります。そうになると、なんとかして答えを出さなくてはいけない、成果物をきれいにまとめなくてはならない、などといった意識になってしまい、男女共同参画社会の縮図である「話し合い」のプロセスを重視しなくなります。

企画者も講座内での成果を求めすぎず、話し合いや学習することの楽しさや大切さを理解し、講座が終了しても、学習を続ける意欲を喚起することを大切にします。

#### ◇ 回数

- ・ 回数が多いと、意欲を継続できないことがあります。
- ・ 1回に内容をたくさん詰め込みすぎると参加者は消化不良を起こします。
- ・ 回数の間を空けすぎると、モチベーションが続かず、仲間作りにもつながりません。

#### ◇ テーマ・講座名のつけ方

良い内容を企画しても、テーマや講座名が対象者に響かないと人が集まってきません。対象者に「参加したい！」と思わせるようなテーマを考えます。

- ・ 「ターゲットは誰か」「何をやるのか」「何が得られるか」がわかるように。
- ・ 「おもしろそう」「役に立ちそう」を感じさせる。
- ・ 「私にもできそう」「やさしそう」を感じさせる。
- ・ 横文字、認知度の低い言葉の乱用に注意する。
- ・ サブタイトルやリード文も活用する。

（例） 講座名： 女性のためのコーチング入門講座

リード文：もっとハッピーな関係でいたい！私・相手を理解してコミュニケーション力を高めましょう。

#### ◇ 学習方法

講義を聴くというスタイルの他にも、学習方法にはさまざまなものがあります。

- ・ 話し合い学習 ～感想や意見を自由に話し合う～

- ・話し合い学習 ～課題解決する、合意形成する～
- ・体験する（聞く、話す、書く、読む、見る）
- ・体験する（実際にやってみる、作ってみる、触れてみる、練習してみる）

（公財）とちぎ男女共同参画財団が作成した『男女共同参画 講座企画・運営とワークショッププログラム ～パルティのノウハウを公開！～』（平成22年3月発行）から、講座の企画のポイントを一部抜粋してご紹介しましたが、この冊子にはワークショッププログラム例など講座の運営・企画に役立つ情報が掲載されていますので、詳しくは財団までお問い合わせください。

（公財）とちぎ男女共同参画財団

〒320-0071 宇都宮市野沢町4-1

TEL 028-665-7706 / FAX 028-665-7722

HPアドレス <http://www.parti.jp/jouhou/03.html>

\*\* 他にもあるよ \*\*

- ◇ デートDV未然防止啓発プログラム 10代のデートDVーこれってほんとに恋愛？ー高校生に対しDVの未然防止教育を実施する際に使用することができるプログラムです。（26枚のスライドごとに「ねらい」と「進め方」を説明しています。）
- ◇ 男女共同参画&キャリアを考える学習ノート 未来を想像して 新しい未来を創造しよう 中学生に向けて「次世代のキャリアを考える学習ノート」です。中学生が現代の社会問題について考え、その解決策として「男女共同参画」「ワーク・ライフ・バランス」「多様性の尊重」について知り、自身の職業観の形成やキャリアプランニングに活かしていく啓発冊子となっています。
- ◇ 男女共同参画の視点で取り組む 防災ハンドブック 「男女共同参画」の視点から、様々な立場の人たちに配慮した防災・被災者支援について考え、防災対策を進めていくための啓発冊子となっています。

詳しくは財団までお問い合わせください。

## ♪ 参考情報6 ♪

県では出前講座や出張セミナーを実施していますか？

実施しています。希望する場合、以下の問い合わせ先にご連絡ください。

- ◆ とちぎ県政出前講座（問い合わせ先：とちぎ男女共同参画センター TEL 028-665-8323）

職員が直接出向いて、分かりやすい説明を行います。

テーマ「男女共同参画社会ってなに？」

「DV（ドメスティック・バイレンス）について」

「デートDV（ドメスティック・バイレンス）について」

- ◇ （公財）とちぎ男女共同参画財団の出張セミナー（問い合わせ先：TEL 028-665-7706）

対象：学校や団体、自治会、企業など

内容：性別に関わらず、誰もがいきいきと暮らせるヒントを職員がお届けします。

主なテーマ：男女共同参画、DV、ワーク・ライフ・バランス、防災について



## 7 附属資料

### (1) 男女共同参画に関する法令等

#### ◇ 男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日施行）

基本法では、男女共同参画社会を実現するための 5 本の柱（基本理念）を掲げています。

#### ○ 5つの基本理念

##### ① 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

##### ② 社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

##### ③ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

##### ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする必要があります。

##### ⑤ 国際的協調

男女共同参画づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要があります。

## ◇ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成 13 年 10 月 13 日施行)

配偶者暴力防止法は、配偶者や交際相手（以下、「配偶者等」という）からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的としています。

### ○ 相談 ～配偶者等からの暴力について相談したい～

- ・ 配偶者暴力相談支援センターでは、相談、カウンセリング、一時保護、各種情報提供などを行っています。
- ・ 警察では、被害者の意思を踏まえ、配偶者等の検挙、指導・警告、自衛・対応策についての情報提供などの措置をとります。

### ○ 一時保護 ～とりあえず加害者から逃れたい～

婦人相談所では、各種相談業務を行うとともに、配偶者等からの暴力を受けた被害者の一時保護業務を行っています。

※ 婦人相談所は、各都道府県に必ず1つ設置されています。

### ○ 自立支援 ～自立して生活がしたい～

配偶者暴力相談支援センターでは、自立支援のための様々な情報（就業、住宅、援護）を提供しています。

### ○ 保護命令 ～加害者が近寄ってこないようにしたい～

更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所に申し立てると、加害者に対し、保護命令が出されます。

命令に違反すれば、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金です。

- ・ 被害者への接近禁止命令：加害者が被害者の身辺につきまったり、被害者の住所、勤務先等の付近を徘徊することを禁止する命令です。（期限は6か月）
- ・ 被害者の子又は親族等への接近禁止命令（期限は6か月）
- ・ 電話等禁止命令：被害者に対する一定の電話・電子メール等が禁止されます。（期限は6か月、対象者は被害者本人のみ、被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限る）
- ・ 退去命令：加害者に、被害者と共に住む住居から退去することを命じるものです。（期限は2か月）

### ○ 通報

配偶者等からの暴力を受けている者を発見した人は、その旨を配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報するよう努めることとなっています。

また、医師その他の医療関係者が、配偶者等からの暴力によるケガなどを発見したときは、配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報できることとなっています。（ただし、被害者本人の意思は尊重されます。）

## (2) 栃木県男女共同参画推進条例

### ◇ 栃木県男女共同参画推進条例（平成15年4月1日施行）

条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

#### ○ 6つの基本理念

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度又は慣行についての配慮
- ③ 政策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活と他の活動の両立
- ⑤ 男女の生涯にわたる健康の確保
- ⑥ 国際社会の動向を踏まえた取組

#### ○ 県、県民、事業者の責務

##### 【県の責務】

- ・ 基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定、実施する。
- ・ 男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者、市町村、他の都道府県、国等と連携し、率先して取り組む。
- ・ 男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画、調整、必要な体制を整備する等。

##### 【県民の責務】

- ・ 基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、自ら取り組むとともに、県の施策に協力するように努めなければならない。

##### 【事業者の責務】

- ・ 事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、県の施策に協力するように努めなければならない。

#### ○ 男女共同参画を阻害する行為の制限

- ・ 性別による権利侵害の禁止（性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、男女間の暴力的行為）
- ・ 公衆に表示する情報への配慮

#### ○ 男女共同参画施策苦情等処理制度

県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、県民から苦情、意見等の申出があった場合、必要に応じて、男女共同参画審議会に意見を聴くなど、適切に対応する。

### (3) 栃木県男女共同参画地域推進員に関する要綱

#### 栃木県男女共同参画地域推進員に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、栃木県男女共同参画推進条例（平成14年栃木県条例第58号。）第17条に規定する栃木県男女共同参画地域推進員（以下「推進員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(推進員の役割)

第2条 推進員は、地域において次に掲げる事項を自主的に行うものとする。

- 一 地域における活動に参加し、男女共同参画に関する普及啓発を行うこと。
- 二 女性問題の課題解決のために努めること。
- 三 男女共同参画のための行政施策の推進及びとちぎ男女共同参画センターの事業の実施に協力すること。
- 四 その他男女共同参画の推進に関すること。

(委嘱等)

第3条 推進員は、本人の申込に基づき知事が委嘱し、推進員証（様式1）を交付する。

- 2 知事は、推進員から辞退の申出があった場合、また、推進員としてふさわしくない行為があった場合には、委嘱を解くものとする。
- 3 第1項の申込をしようとする者は、栃木県男女共同参画地域推進員申込書（様式2）を居住する市町村を經由し知事に提出するものとする。
- 4 第2項の辞退の申出をしようとする者は、栃木県男女共同参画地域推進員辞退届（様式3）を居住する市町村を經由し知事に提出するものとする。

(県の役割)

第4条 県は、推進員の役割を円滑に推進するため、次に掲げる事項を行うものとする。

- 一 推進員に、男女共同参画や女性問題に関する各種情報を提供すること。
- 二 施策の推進に関し推進員の協力を得ること。
- 三 推進員に対する研修を実施すること。
- 四 その他推進員が担う役割に関し必要なこと。

(市町村への協力依頼等)

第5条 県は、第2条に掲げる推進員の役割を踏まえ、市町村に対し、次に掲げる事項について協力を依頼するものとする。

- 一 第3条第3項の申込書及び同条第4項の辞退届の收受及び県への提出
- 二 推進員名簿（様式4）の管理
- 三 推進員に、男女共同参画や女性問題に関する各種情報を提供すること。
- 四 施策の推進に関し推進員の協力を得ること。
- 五 その他推進員が担う役割に関し必要なこと。

(秘密の保持等)

第6条 推進員は、その活動を通じて知り得た秘密を漏らさないものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から適用する。
- 2 栃木県男女共同参画地域推進員設置要領（平成12年4月1日制定）は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

(様式1)

表

栃木県男女共同参画地域推進員証  
(氏名) ○○ ○○  
上記の者は、栃木県男女共同参画地域推進員であることを証明します。  
○○年○○月○○日  
栃木県 (印)  
連絡先：栃木県県民生活部青少年男女共同参画課  
Tel028-623-3074

裏

私は、地域において、男女共同参画の担い手として、男女共同参画社会の実現を目指し、活動しています。  
(活動の内容)  
1 地域活動に参加し、男女共同参画に関する普及啓発を行います。  
2 女性問題の課題解決のために努めます。  
3 男女共同参画のための行政施策の推進及びとちぎ男女共同参画センターの事業推進に協力します。  
4 その他男女共同参画の推進に努めます。

(様式2)

栃木県男女共同参画地域推進員申込書

年 月 日

栃木県知事

福田 富一 様

私は、栃木県男女共同参画地域推進員に関する要綱第3条第3項に基づき、次のとおり申し込みます。

(ふりがな) 氏 名		生年月日	昭和 年 月 日 平成
	(男・女)		
住 所	〒 _____  ( ☎ - - )		
メール アドレス	_____ @ _____ メールにて情報の受け取りを 希望する・希望しない		
職 業			
勤 務 先			
地 域 に お け る 活 動 内 容			
現 在 の 所 属 団 体			
役 職 等			

※この申込書は、居住する市町村を經由して知事に提出するものとする。

(様式3)

栃木県男女共同参画地域推進員辞退届

年 月 日

栃木県知事

様

住 所

氏 名

印

このたび、栃木県男女共同参画地域推進員を辞退しますので栃木県男女共同参画地域推進員に関する要綱第3条第4項に基づき届け出いたします。

※この辞退届は、居住する市町村を經由して知事に提出するものとする。



(様式4)

市町名 \_\_\_\_\_

No.	氏名	性別	生年月日	年齢	〒番号	住所	TEL	E-Mail	委嘱日	備考

#### (4) 男女共同参画に関するキーワード

用語	解説
い	<p><b>育児・介護休業法</b> 仕事と家庭の両立支援対策を充実するため、平成4年4月に施行された法律です。同法では、労働者が退職せずに育児や介護を行うことができるよう、休業、時間外労働の制限、勤務時間短縮制度等の措置について定められています。</p> <p><b>イクボス</b> 部下が育児と仕事を両立できるよう配慮し、業務効率も上げて、自らも仕事と生活を充実させている管理職をいいます。</p> <p><b>一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法）</b> 企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、(1)計画期間、(2)目標、(3)目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。従業員101人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられています。</p> <p><b>一般事業主行動計画（女性活躍推進法）</b> 企業が女性活躍推進の取組を総合的・効果的に実施できるよう、女性の活躍状況の把握・分析を踏まえ、(1)計画期間、(2)目標、(3)実施しようとする女性活躍推進に関する取組内容と実施時期を定めるものです。従業員301人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられています。</p>
え	<p><b>SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）</b> 友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのことです。</p> <p><b>M字カーブ</b> 日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。</p> <p><b>エンパワーメント</b> 力をつけること、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のことをいいます。</p>
か	<p><b>家族経営協定</b> 家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のことです。</p>

	<b>家庭の日</b>	<p>青少年の健全な育成に、家庭の果たす役割は重要であるため、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、家庭の教育力の向上を目指しています。</p> <p>「家庭の日」に主な県有施設の子ども料金の無料化や、市町有施設の優遇制度を実施するほか、「家庭の日」協力企業等による優待サービス等を実施しています。</p>
き	<b>キャリア教育</b>	<p>一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育です。（キャリア発達とは、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程のことです。）</p>
し	<b>仕事と家庭の両立 応援宣言</b>	<p>本県では、「従業員の仕事と家庭の両立」及び「女性の活躍」を応援するために、企業や事業所がこれから取り組もうとする内容を、「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ宣言」として募集しています。目的は、企業等の責任ある立場の方が宣言することにより、「仕事と家庭の両立」及び「女性の活躍」が可能な雇用環境の実現につなげることにあります。</p>
	<b>女性に対する暴力 をなくす運動</b>	<p>女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図るために、国が平成12(2000)年度から実施しています。11月25日(国連で採択された「女性に対する暴力撤廃国際日」)を最終日とする2週間です。</p>
	<b>女性農業士</b>	<p>模範的な農業経営及び農家生活を実践し、農村社会における男女共同参画や農村地域の活性化等を行う女性農業者で、県が認定しています。</p>
	<b>人身取引(トラフィ ッキング)</b>	<p>国際的な犯罪組織が暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの強制的な手段により、女性や子どもといった弱い立場にある人々を別の国や場所に移動させ、売春や強制的な労働をさせて搾取することをいいます。</p>
	<b>セクシュアル・ハラ ズメント(性的嫌が らせ)</b>	<p>職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否するなどの対応により解雇、降格、減給などの不利益を受けること、又は性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に悪影響が生じることをいいます。</p>
せ	<b>政治分野における 男女共同参画の推 進に関する法律</b>	<p>政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進することを目的に、国及び地方公共団体や政党等に施策策定や取組を努力義務として定めたものです。</p> <p>衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等</p>

		となることを目指して行われるものとするを基本原則としています。
た	待機児童	保育が必要である児童にもかかわらず、保育所や認定こども園等を利用できない状態にある児童のことです。
	ダイバーシティ	「多様性」のことです。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。
	男女生き生き企業認定・表彰制度	平成 29(2017)年度から、職場における女性の活躍推進や働き方見直しに積極的に取り組む県内企業等を「男女生き生き企業」として認定し、さらに、その中から優れた取組を行っている企業等を表彰しています。認定や表彰を通じて優良事例を広く周知することにより、県内企業等のさらなる取組促進を図ります。
	男女生き生き地域活動表彰	平成 29(2017)年度から、地域において男女共同参画に関する活動を積極的に展開している団体又は個人の優良事例を栃木県が表彰しています。栃木県男女共同参画地域推進員をはじめとする県民の一層の活動意欲を高め、地域における男女共同参画推進活動の活発化を図ります。
	男女共同参画週間	「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成 11(1999)年 6 月 23 日を踏まえ、毎年 6 月 23 日から 29 日までの 1 週間を運動期間とし、法の目的や基本理念について理解を深めることを目指して、国が主唱して平成 13 年度から実施しています。
て	デートDV	恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者等を除く）の一方から他方に対してふるわれる①身体的、②精神的及び、③性的暴力、④経済的暴力、⑤社会的暴力のことです。
と	とちぎウーマンナビ	とちぎの女性活躍応援専用サイトです。県内市町の女性活躍に関する情報を発信するほか、とちぎ女性活躍応援団登録企業・団体の取り組み事例や、県内で活躍する女性等へのインタビューも掲載しています。リンクは以下のとおりです。 <a href="http://www.tochigi-woman-navi.jp/index.php">http://www.tochigi-woman-navi.jp/index.php</a>
	栃木県男女共同参画施策苦情等処理制度	栃木県男女共同参画推進条例第 18 条に基づき、知事に提出された県の男女共同参画の推進に関する施策についての苦情や意見などを、栃木県男女共同参画審議会が公正、中立な立場で調査し、必要に応じて知事に意見を述べる制度です。

	とちぎ女性活躍応援団	官民協働により県内各分野における女性の活躍推進の機運醸成等を図るため、平成 28(2016)年 9 月に設立した組織です。知事を代表として、様々な分野の 27 の県域団体からなる「運営団体」及び応援団の趣旨に賛同して登録している県内所在の企業・団体とで構成しています。
	とちぎ性暴力被害者サポートセンター（とちエール）	性犯罪・性暴力被害にあわれた方を総合的に支援するための相談窓口です。済生会宇都宮病院に設置されています。
	とちぎの子ども育成憲章	とちぎの子どもたちを健やかに育成していく上での大人の責任と自覚を促し、一人ひとりが実践していくための基本理念や行動指針を示した憲章として、平成 22(2010)年 2 月、栃木県が制定しました。 憲章の前文には目指す子ども像と育成に関わる決意を示し、5つの条文には子どもたちを健全に育てていくために大人が具体的に取る姿勢を分かりやすく示しています。
は	パープルリボン運動	女性に対する暴力根絶運動です。女性に対する暴力を許さない社会づくりに取り組んでいる世界各地の個人や団体が、暴力の下に身を置いている人々に勇気を与えようとの願いから、パープルをシンボルカラーとして布リボンやバッジなどによりパープルリボンを広めており、現在では 40 カ国以上に広がっています。
	配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス・DV）	配偶者や恋人、元配偶者、以前つきあっていた恋人など、親密な関係にある又はあった者（パートナーからの暴力のことです。暴力には、①身体的暴力、②精神的暴力、③性的暴力、④経済的暴力（生活費を渡さない等）、⑤子どもを巻き込んだ暴力、⑥社会的暴力があります。
	配偶者暴力相談支援センター	配偶者や交際相手からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及びその同伴家族の一時保護、被害者の自立生活促進・保護命令制度・保護施設利用などの援助を行う機関です。 平成 31(2019)年 4 月 1 日現在で 5 箇所設置されています。
ひ	PTSD （Post Traumatic Stress Disorder: 心的外傷ストレス障害）	生死にかかわるような実際の危険にあったり、死傷の現場を目撃したりするなどの体験によって強い恐怖を感じ、それが記憶に残ってこころの傷（トラウマ）となり、何度も思い出されて当時と同じような恐怖を感じ続けるという病気です。

	ピンクリボン運動	乳がんで亡くなられた患者さんの家族が「このような悲劇が繰り返されないように」と願いをこめて作ったリボンからスタートした乳がん啓発運動です。1980年代アメリカで始まり、乳がんの早期発見を啓発するためのイベントを展開したり、ピンクリボンであしらった商品を頒布し、売り上げの一部を財団や研究団体に寄付するなどして、様々な理由でマンモグラフィ検診を受けられない人にも、その障壁を除いてマンモグラフィ検診を受診してもらうことです。
ふ	父子手帳	父親が子育てに関心を持ち、積極的に育児に参加できるよう、妊娠、出産、育児に関する基本的な情報や育児休業制度の活用等、子育てに関する総合的な情報を掲載した冊子です。本県では、平成17(2005)年度から母子手帳とともに配布しています。
	不妊専門相談センター	産婦人科医師や助産師により、一般的な不妊治療から生殖補助医療までの医学的情報の提供や、不妊に関する心の悩みなど、多様な相談に応じる機関です。本県は、とちぎ男女共同参画センターに設置しています。
ほ	ポジティブ・アクション	固定的な性別による男女の役割分担意識や過去の経緯から、「営業職に女性はほとんどいない」、「課長以上の管理職は男性が大半を占めている」等の差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組をいいます。
ま	マタニティハラスメント	妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、不利益な異動、減給、降格などの不利益な取扱いを受けることです。
わ	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のことをいいます。

## (5) 各種相談機関等一覧

### ◇ とちぎ男女共同参画センター相談ルーム

※ いずれの相談も祝休日及び年末年始はお休み

#### □ 女性のための相談

○ 一般相談 TEL 028-665-8720

【電話】月曜日～日曜日 午前9時～午後4時

【面接】火曜日～日曜日 午前9時～午後4時 要予約

○ 配偶者暴力相談 TEL 028-665-8720

(配偶者暴力相談支援センター)

【電話】月曜日～金曜日 午前9時～午後8時

土曜日・日曜日 午前9時～午後4時

【面接】火曜日～日曜日 午前9時～午後4時 要予約

○ 法律相談 TEL 028-665-8720

【面接】毎月第2・第4木曜日 午後1時30分～午後3時30分 要予約

○ DV法律相談 TEL 028-665-8720

【面接】要予約

○ 健康相談 TEL 028-665-8720

【面接】毎月第1木曜日 午後4時30分～午後6時30分 要予約

□ 男性のための相談 TEL 028-665-8724

【電話】毎週月曜日・水曜日 午後5時30分～午後7時30分

□ 不妊相談 TEL 028-665-8099

Email funin.fuiku-soudan@parti.jp

○ 助産師による相談

【電話・面接・メール】火曜日～土曜日・毎月第4日曜日

午前10時～午後0時30分、午後1時30分～午後4時

面接は要予約

○ 医師による相談

【面接】要予約

□ 女性のための就職相談 TEL 028-665-8724

【電話・面接】毎週水曜日 午前9時～午後0時、午後1時～午後4時

面接は要予約

( 予約専用TEL 028-665-8323  
火曜日～土曜日 午前9時～午後4時 )

## ◇ DV相談機関一覧

- 配偶者暴力相談支援センター ※ 祝休日及び年末年始はお休み
- とちぎ男女共同参画センター相談ルーム TEL 028-665-8720  
【電話】月曜日～金曜日 午前9時～午後8時  
土曜日・日曜日 午前9時～午後4時  
【面接】火曜日～日曜日 午前9時～午後4時 要予約
  - 宇都宮市配偶者暴力相談支援センター TEL 028-635-7751  
火曜日～土曜日 午前9時～午後5時（第4土曜日は正午まで）
  - 日光市配偶者暴力相談支援センター（日光市女性相談ほっとライン）  
TEL 0288-30-4140  
月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
  - 小山市配偶者暴力相談支援センター TEL 0285-22-9602  
月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
  - 栃木市配偶者暴力相談支援センター（安心ホットライン）  
TEL 0282-21-2218  
月曜日～金曜日 午前9時～午後4時
- 栃木県の各種相談機関
- 県東健康福祉センター TEL 0285-82-2139  
月曜日～金曜日 午前9時～午後4時
  - 県南健康福祉センター TEL 0285-21-2294  
月曜日～金曜日 午前9時～午後4時
  - 県北健康福祉センター TEL 0287-23-2172  
月曜日～金曜日 午前9時～午後4時
  - 精神保健福祉センター（こころのダイヤル）TEL 028-673-8341  
一般相談：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時  
医療相談：第2及び第4水曜日 午前9時30分～午前11時30分
  - 中央児童相談所 TEL 028-665-7830  
子どもに関する相談：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
  - 県南児童相談所 TEL 0282-24-6121  
子どもに関する相談：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
  - 県北児童相談所 TEL 0287-36-1058  
子どもに関する相談：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
  - テレフォン児童相談 TEL 028-665-7788  
午前9時～午後8時（通年）



**□ 市の各種相談機関** (相談時間等は各所に直接お問い合わせください)

- 宇都宮市女性相談所 TEL 028-636-5731
- 足利市福祉事務所 TEL 0284-20-2251
- 栃木市福祉事務所 TEL 0282-21-2229
- 佐野市福祉事務所 TEL 0283-20-3002
- 鹿沼市人権推進課 TEL 0289-63-8352
- 日光市福祉事務所 TEL 0288-21-5148
- 小山市福祉事務所 TEL 0285-22-9627
- 真岡市福祉事務所 TEL 0285-82-1113
- 大田原市福祉事務所 TEL 0287-23-8792
- 矢板市福祉事務所 TEL 0287-40-3600
- 那須塩原市福祉事務所 TEL 0287-46-5538
- さくら市福祉事務所 TEL 028-681-1125
- 那須烏山市福祉事務所 TEL 0287-88-7116
- 下野市福祉事務所 TEL 0285-32-8903

**□ 警察の相談窓口**

- 警察安全相談 TEL 028-627-9110 (または#9110)
- 各警察署 (困りごと相談) 各警察署に直接お問い合わせください

**□ 法務局の相談窓口**

- 女性の人権ホットライン TEL 0570-070-810  
月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

**□ 検察庁の相談窓口**

- 被害者等相談室 (宇都宮地方検察庁) TEL 028-623-6790  
月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

**□ 民間の相談機関**

- 認定NPO法人ウイメンズハウスとちぎ TEL 028-621-9993  
月曜日～金曜日 午前10時～午後5時
- 認定NPO法人サバイバルネット・ライフ TEL 0285-24-5192  
月、火、木、金曜日 午前10時～午後4時

**◇ その他の相談機関等** (相談時間等は各所に直接お問い合わせください)

**□ 男女共同参画苦情等処理制度専用電話**

- 専用電話 TEL 028-623-2223

**□ 性犯罪被害者相談電話**

- とちエール TEL 028-678-8200
- 警察本部 TEL 028-625-2070

□ 消費生活相談・多重債務相談

- 消費生活センター TEL 028-625-2227
- 消費者ホットライン TEL 0570-064-370

□ NPO・ボランティア相談

- とちぎボランティアNPOセンターぽ・ぽ・ら TEL 028-623-3455

□ 青少年育成・子ども・教育に関する相談

- あかちゃんすくすくテレフォン相談 TEL 028-623-4152
- テレホン児童相談 TEL 028-665-7788
- 思春期相談センター「クローバーピアルーム」 TEL 028-632-0881
- 家庭教育ホットライン（保護者専用） TEL 028-665-7867
- いじめ相談さわやかテレホン（児童生徒専用） TEL 028-665-9999
- 学習相談（生涯学習） TEL 028-665-7207
- 精神保健福祉相談 TEL 028-673-8785
- こころのダイヤル TEL 028-673-8341
- チャイルドラインとちぎ TEL 0120-99-7777
- 栃木いのちの電話 TEL 028-643-7830
- 足利いのちの電話 TEL 0284-44-0783

□ 健康・福祉に関する相談

- 保健福祉総合相談 各健康福祉センターに直接お問い合わせください
- こどもほっとライン（児童虐待相談窓口）
  - ・ 中央児童相談所 TEL 028-665-7830
  - ・ 県南児童相談所 TEL 0282-24-6121
  - ・ 県北児童相談所 TEL 0287-36-1058
  - ・ 児童虐待緊急ダイヤル（夜間・休日） TEL 028-686-3005
- こころのダイヤル TEL 028-673-8341
- 精神保健福祉相談 TEL 028-673-8785
- 栃木いのちの電話 TEL 028-643-7830
- 足利いのちの電話 TEL 0284-44-0783

□ 仕事の相談

- 女性のための就職相談 TEL 028-665-8724  
※ とちぎ男女共同参画センター相談ルーム 参照
- とちぎジョブモール TEL 028-623-3226
- 母子家庭等就業・自立支援センター TEL 028-665-7801
- 労働相談 各労政事務所に直接お問い合わせください

\*\*\* その他にも各種相談窓口があります。県HPをご覧ください \*\*\*

HP : <http://www.pref.tochigi.lg.jp/mokuteki/kakushusodan/index.html>

## (6) 関係機関一覧

### ◇ 栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課

住所：〒320-8501 宇都宮市埴田 1-1-20

電話：028-623-3074 F A X：028-623-3150

H P：<http://www.pref.tochigi.lg.jp/c07/>

### ◇ とちぎ男女共同参画センター（県出先機関）

住所：〒320-0071 宇都宮市野沢町 4-1

電話：028-665-8323 F A X：028-665-8325

H P：<http://www.pref.tochigi.lg.jp/c56/>

### ◇（公財）とちぎ男女共同参画財団

住所：〒320-0071 宇都宮市野沢町 4-1

電話：028-665-7700 F A X：028-665-7722

H P：<http://www.parti.jp/>

### ◇ 県内の男女共同参画センター

#### ○ 宇都宮市男女共同参画推進センター

住所：〒320-0845 宇都宮市明保野町 7-1

電話：028-636-4075 F A X：028-636-4079

#### ○ 足利市男女共同参画センター

住所：〒326-0823 足利市朝倉町 264

電話：0284-72-8511 F A X：0284-72-7278

#### ○ 佐野市男女共同参画推進センター

住所：〒327-0398 佐野市田沼町 974-3

電話：0283-61-1140 F A X：0283-61-1142

#### ○ 日光市女性サポートセンター

住所：〒321-1443 日光市清滝桜ヶ丘町 210-7

電話：0288-53-1010 F A X：0288-53-1010

#### ○ 小山市勤労者福祉会館・男女共同参画センター

住所：〒323-0031 小山市八幡町 1-4-5

電話：0285-22-8078 F A X：0285-22-8079

◇ 県内市町の男女共同参画主管課・婦人保護行政主管課

No.	市町名	男女共同参画主管課	電話番号	婦人保護行政主管課	電話番号
1	宇都宮市	男女共同参画課	028-632-2346	男女共同参画課	028-636-6227
2	足利市	人権・男女共同参画課	0284-73-8080	児童家庭課	0284-20-2251
3	栃木市	人権・男女共同参画課	0282-21-2162	子育て支援課	0282-21-2226
4	佐野市	人権・男女共同参画課	0283-61-1140	家庭児童相談室	0283-20-3002
5	鹿沼市	人権推進課	0289-63-8352	人権推進課	0289-63-8352
6	日光市	人権・男女共同参画課	0288-21-5148	人権・男女共同参画課	0288-21-5148
7	小山市	男女共同参画課	0285-22-8078	子育て包括支援課	0285-22-9854
8	真岡市	生涯学習課	0285-82-7151	こども家庭課	0285-82-1113
9	大田原市	政策推進課	0287-23-8715	子ども幸福課	0287-23-8792
10	矢板市	生涯学習課	0287-43-6218	こども課	0287-44-3600
11	那須塩原市	市民協働推進課	0287-62-7019	子育て支援課	0287-46-5538
12	さくら市	総合政策課	028-681-1113	こども政策課	028-681-1125
13	那須烏山市	生涯学習課	0287-88-6223	こども課	0287-88-7116
14	下野市	市民協働推進課	0285-32-8887	こども福祉課	0285-32-8903
15	上三川町	生涯学習課	0285-56-9159	子ども家庭課	0285-56-9137
16	益子町	生涯学習課	0285-72-3101	健康福祉課	0285-72-8865
17	茂木町	生涯学習課	0285-63-1137	保健福祉課	0285-63-5631
18	市貝町	生涯学習課	0285-68-0020	健康福祉課	0285-68-1113
19	芳賀町	生涯学習課	028-677-0009	福祉対策課	028-677-1112
20	壬生町	生涯学習課	0282-81-1873	生活環境課	0282-81-1826
21	野木町	生活環境課	0280-57-4132	生活環境課	0280-57-4132
22	塩谷町	生涯学習課	0287-48-7503	保健福祉課	0287-45-1119
23	高根沢町	生涯学習課	028-675-3175	健康福祉課	028-675-8105
24	那須町	生涯学習課	0287-72-6923	こども未来課	0287-72-6959
25	那珂川町	生涯学習課	0287-92-1135	子育て支援課	0287-92-1115

## 各市町の状況について

H30(2018).4.1現在

市町名	男女共同参画に関する条例		男女共同参画計画		DV防止計画		男女共同参画に関する宣言	
	制定済	施行日	策定済	計画期間	策定済	計画期間	宣言済	宣言日
宇都宮市	○	H15.7.1	○	H30～H34	○	H26～H30		
足利市	○	H16.4.1	○	H28～H32	○	H28～H32		
栃木市	○	H23.4.1	○	H30～H34	○	H30～H34	○	H27.11.27
佐野市	○	H18.7.1	○	H26～H30	○	H26～H30	○	H28.6.20
鹿沼市	○	H18.10.1	○	H29～H33	○	H29～H33	○	H24.3.4
日光市	○	H21.4.1	○	H28～H37	○	H28～H32	○	H20.3.15
小山市	○	H16.7.1	○	H28～H32	○	H27～H31	○	H13.6.30
真岡市	○	H23.4.1	○	H29～H33				
大田原市	○	H16.10.1	○	H29～H33	○	H29～H33		
矢板市			○	H30～H34	○	H30～H34		
那須塩原市	○	H19.4.1	○	H29～H33	○	H29～H33		
さくら市			○	H26～H30	○	H26～H30	○	H29.2.24
那須烏山市			○	H30～H34	○	H30～H34		
下野市	○	H28.4.1	○	H28～H32	○	H30～H32	○	H28.12.10
上三川町								
益子町			○	H29～H33				
茂木町								
市貝町			○	H30～H34	○	H30～H34		
芳賀町			○	H28～H31			○	H27.3.14
壬生町			○	H29～H38	○	H29～H38		
野木町	○	H26.4.1	○	H28～H32	○	H28～H32	○	H24.3.24
塩谷町			○	H30～H34				
高根沢町			○	H28～H37				
那須町	○	H29.4.1						
那珂川町			○	H27～H32				
合計	13		22		16		9	

## (7) データ集

### ◇ 男女共同参画社会に関する意識調査（栃木県・平成 26(2014)年度実施）

栃木県の女性がおかれている現状と男女共同参画社会の形成の状況について県民の意識を明らかにするとともに、男女共同参画社会の実現に向けて解決すべき課題を把握し、「とちぎ男女共同参画プラン〔四期計画〕」を策定する際の基礎資料とすることを目的に実施した。

- 調査地域 : 栃木県全域
- 調査対象 : 満 20 歳以上の男女個人
- 回答者数 : 1,081 人
- 調査項目 :
  - 1 男女平等に関する意識について
  - 2 結婚・家庭生活・子育て・介護について
  - 3 女性と仕事について
  - 4 男女の地域・社会参画について
  - 5 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について
  - 6 女性に対する暴力について
  - 7 男女共同参画を推進するための取組について

#### □ 調査結果（抜粋）

##### 1 男女平等に関する意識について

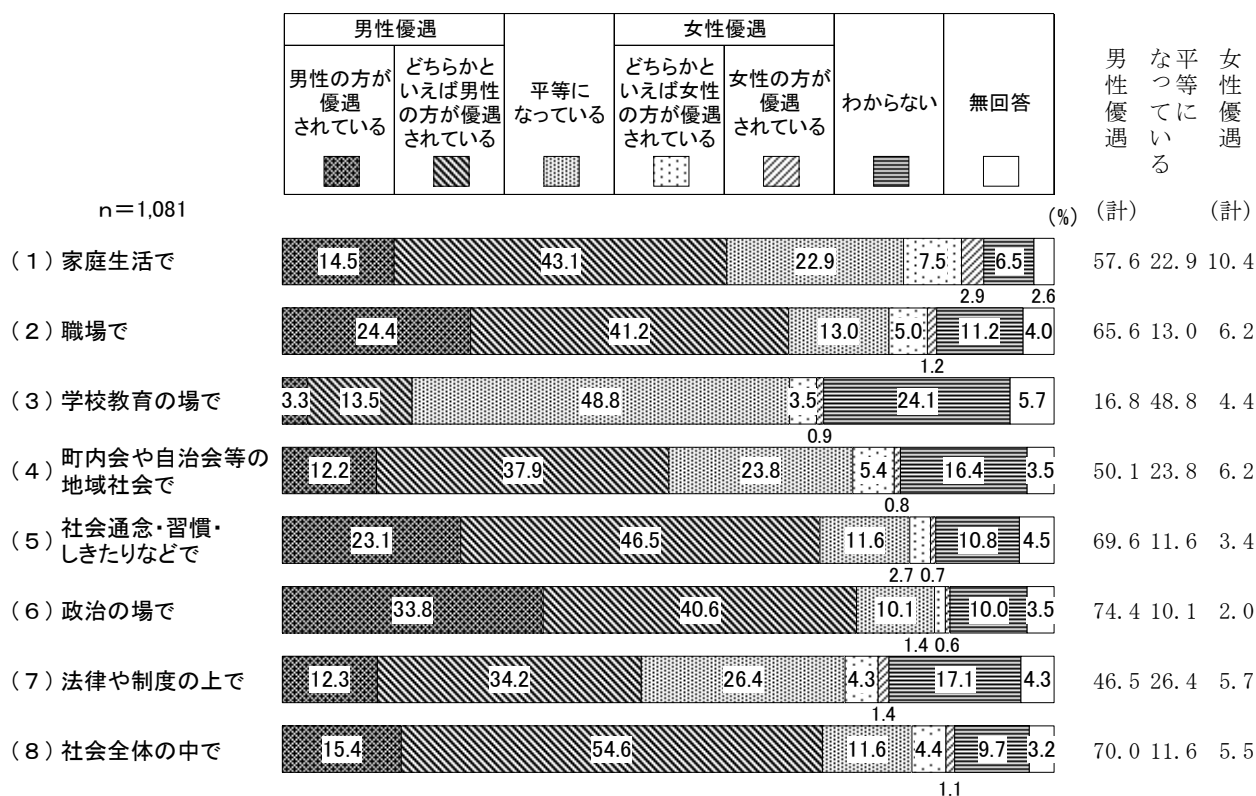
##### ○ 男女の地位の平等観

あなたは、現在、男女の地位はどの程度平等になっていると思いますか。次の(1)～(8)のそれぞれについてあなたの考えに近いものを選んでください。

男女の地位はどの程度平等になっているか聞いたところ、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた『男性優遇（計）』は“政治の場で”で 74.4%と最も高く、次いで、“社会全体の中で”（70.0%）、“社会通念・習慣・しきたりなどで”（69.6%）などの順となっている。また、「平等になっている」は“学校教育の場で”で 48.8%と最も高く、次いで、“法律や制度の上で”（26.4%）、“町内会や自治会等の地域社会で”（23.8%）などの順となっている。一方、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」と「女性の方が優遇されている」を合わせた『女性優遇（計）』は“家庭生活で”で 10.4%と最も高くなっている。

※男女平等意識については、栃木県世論調査で最新の数値を公表していますので、参考としてください。

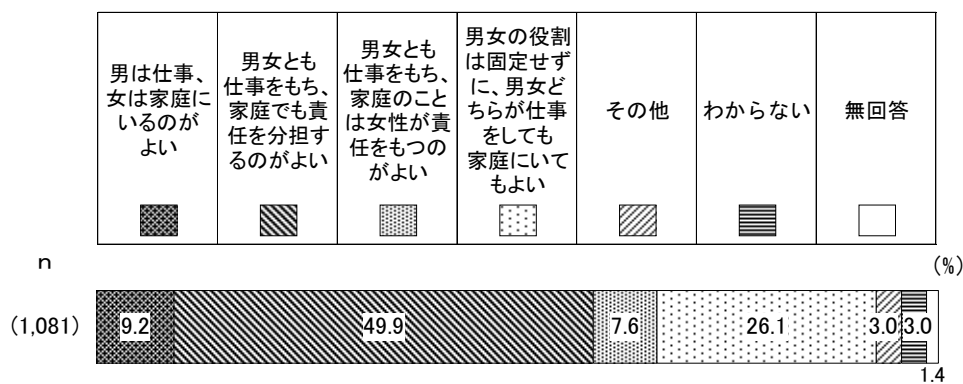
(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/c05/pref/kouhou/iken/yoron.html>)



### ○ 仕事と家庭の役割

「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、あなたはこれについてどう思いますか。次の中から、あなたの考えに最も近いものを選んでください。

「男女とも仕事をもち、家庭でも責任を分担するのがよい」が49.9%で最も高く、次いで、「男女の役割は固定せずに、男女どちらが仕事をしても家庭にいてもよい」(26.1%)、「男は仕事、女は家庭にいるのがよい」(9.2%)、「男女とも仕事をもち、家庭のことは女性が責任をもつのがよい」(7.6%)などの順となっている。

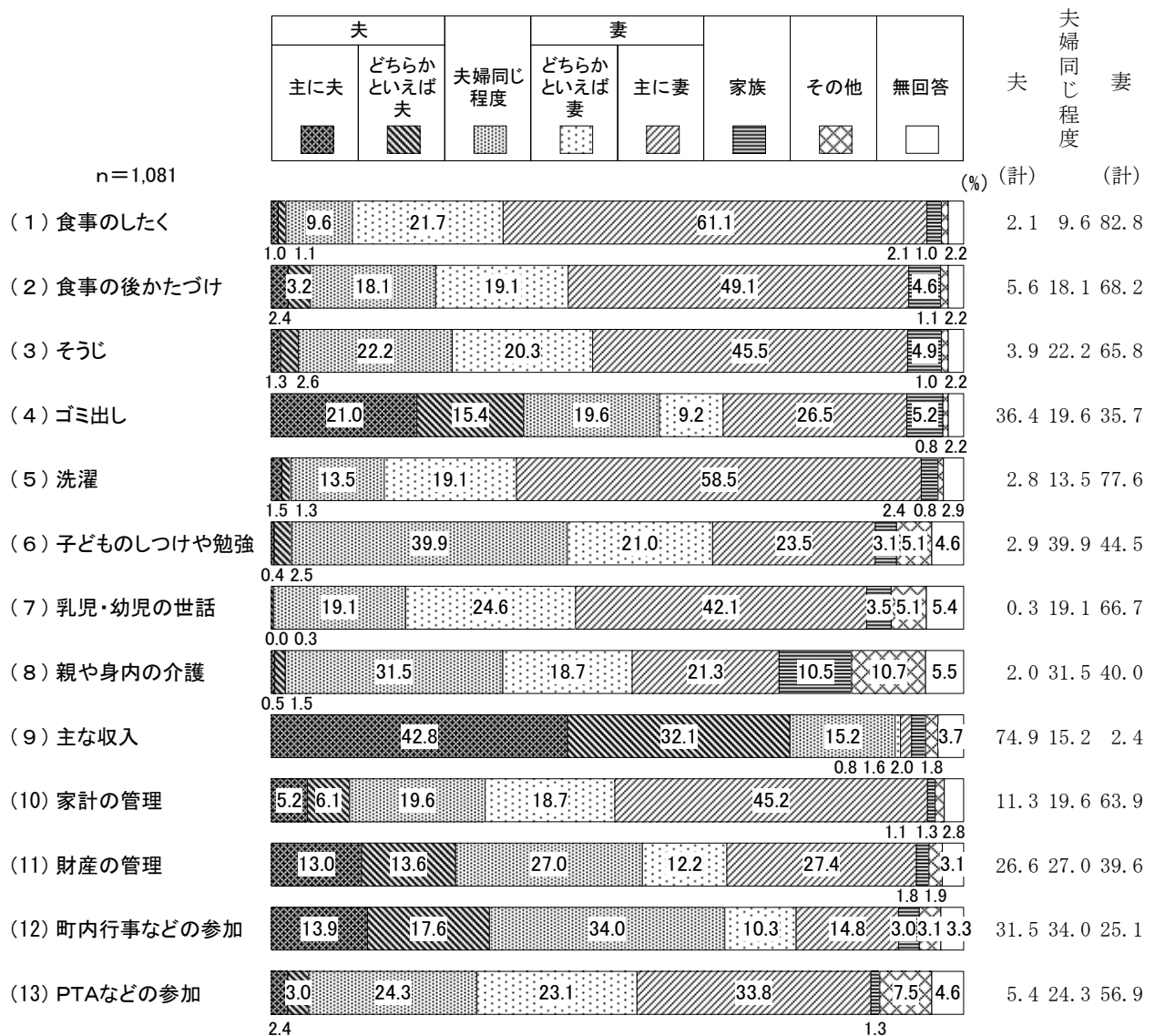


## 2 結婚・家庭生活・子育て・介護について

### ○ 家庭での夫婦の役割分担について

あなたは、次の(1)～(13)について、夫婦の間でどのように分担していますか。  
配偶者のいない場合は、配偶者がいるとしたらどのようにしたいと思いますか。

「主に夫」と「どちらかといえば夫」を合わせた『夫(計)』は“主な収入”で74.9%と最も高く、次いで、“ゴミ出し”(36.4%)、“町内行事などの参加”(31.5%)などの順となっている。また、「夫婦同じ程度」は“子どものしつけや勉強”で39.9%と最も高く、次いで、“町内行事などの参加”(34.0%)、“親や身内の介護”(31.5%)などの順となっている。一方、「どちらかといえば妻」と「主に妻」を合わせた『妻(計)』は“食事のしたく”で82.8%と最も高く、次いで、“洗濯”(77.6%)、“食事の後かたづけ”(68.2%)などの順となっている。

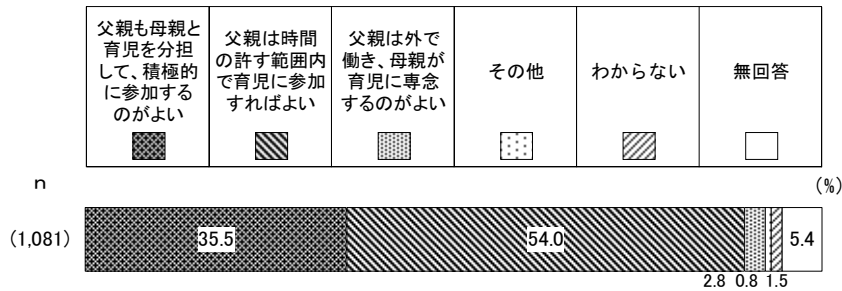




## ○ 父親の育児参加に対する考えについて

父親が育児に参加することについて、どう思いますか。

父親が育児に参加することについて聞いたところ、「父親は時間の許す範囲内で育児に参加すればよい」が 54.0%で最も高く、次いで、「父親も母親と育児を分担して、積極的に参加するのがよい」(35.5%)、「父親は外で働き、母親が育児に専念するのがよい」(2.8%)などの順となっている。

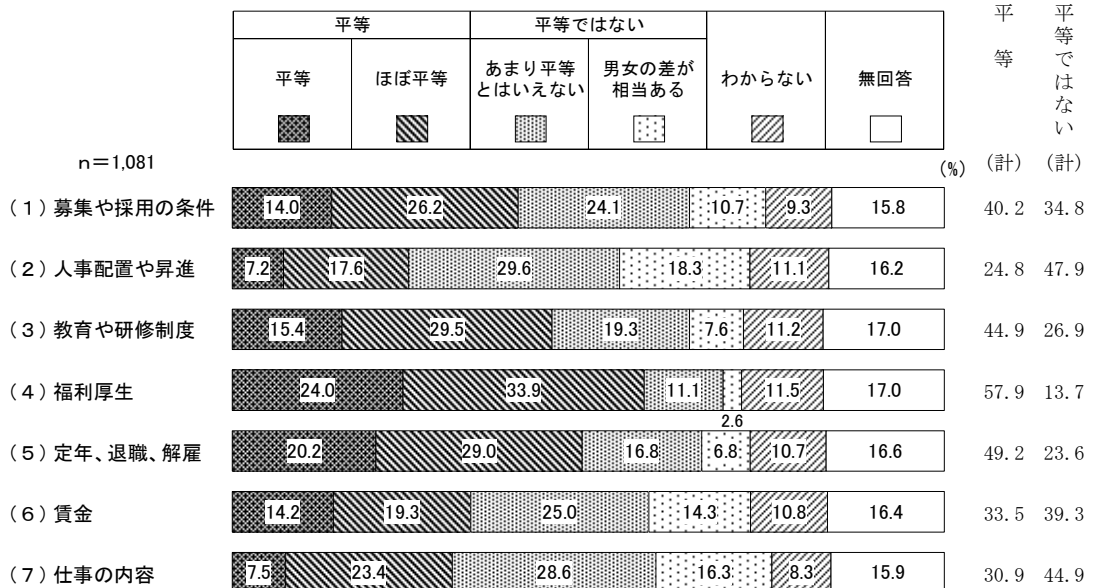


## 3 女性と仕事について

### ○ 職場での男女平等観

あなたの職場では、次の(1)～(7)のことがらについて、男女平等になっていると思いますか。(「勤め(フルタイム・常勤)」または「勤め(パート・アルバイト)」と回答した方限定)

「平等」と「ほぼ平等」を合わせた『平等(計)』は“福利厚生”で 57.9%と最も高く、次いで、“定年、退職、解雇”(49.2%)、“教育や研修制度”(44.9%)などの順となっている。一方、「あまり平等とはいえない」と「男女の差が相当ある」を合わせた『平等ではない(計)』は“人事配置や昇進”で 47.9%と最も高く、次いで、“仕事の内容”(44.9%)、“賃金”(39.3%)などの順となっている。

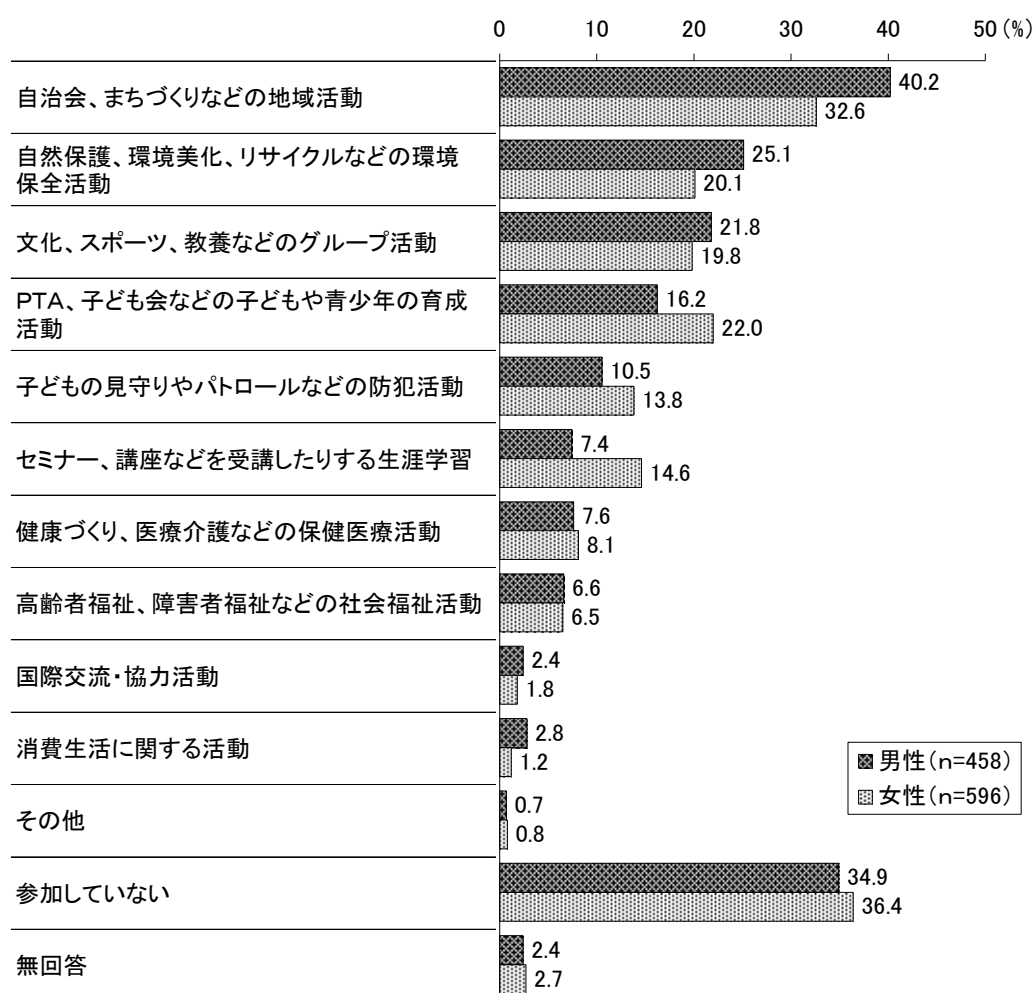


#### 4 男女の地域・社会参画について

##### ○ 地域活動について

あなたは、次にあげるような活動に参加していますか。(あてはまるものすべてに○)

「自治会、まちづくりなどの地域活動」は男性（40.2%）が女性（32.6%）より 7.6 ポイント、「自然保護、環境美化、リサイクルなどの環境保全活動」は男性（25.1%）が女性（20.1%）より 5.0 ポイント、それぞれ高くなっている。一方、「セミナー、講座などを受講したりする生涯学習」は女性（14.6%）が男性（7.4%）より 7.2 ポイント、「PTA、子ども会などの子どもや青少年の育成活動」は女性（22.0%）が男性（16.2%）より 5.8 ポイント、それぞれ高くなっている。



## 5 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について

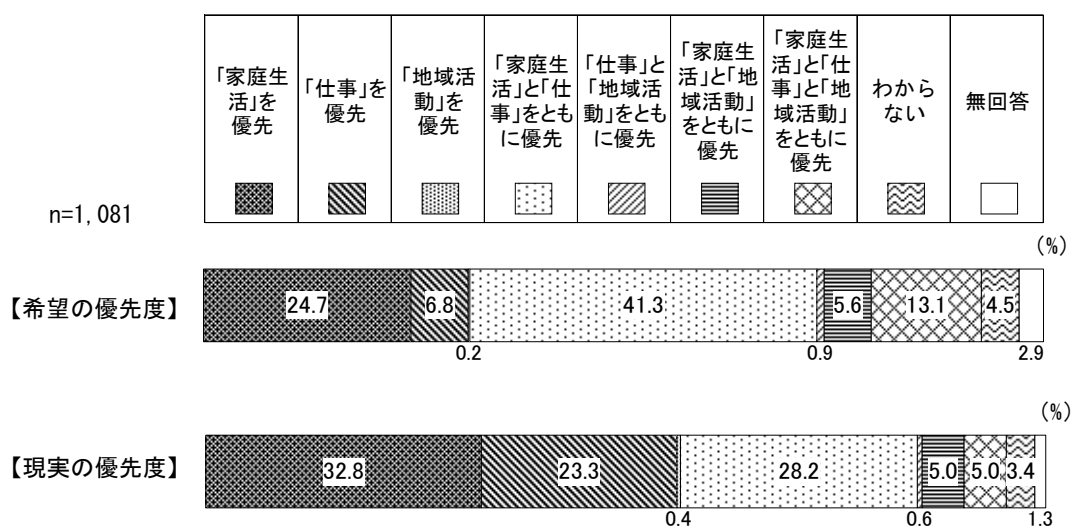
### ○ 生活の中での優先度について

【希望の優先度】生活の中で、「家庭生活」、「仕事」、「地域活動」の優先度について、あなたの希望に最も近いものを選んでください。

【現実の優先度】あなたの日常生活の中で、「家庭生活」、「仕事」、「地域活動」について、現実に優先しているものを選んでください。

「家庭生活」、「仕事」、「地域活動」の希望の優先度を聞いたところ、『家庭生活』と『仕事』をともに優先」が41.3%で最も高く、次いで、『家庭生活』を優先」（24.7%）、『家庭生活』と『仕事』と『地域活動』をともに優先」（13.1%）、『仕事』を優先」（6.8%）などの順となっている。

一方、現実の優先度を見ると、『家庭生活』を優先」が32.8%で最も高く、次いで、『家庭生活』と『仕事』をともに優先」（28.2%）、『仕事』を優先」（23.3%）などの順となっている。

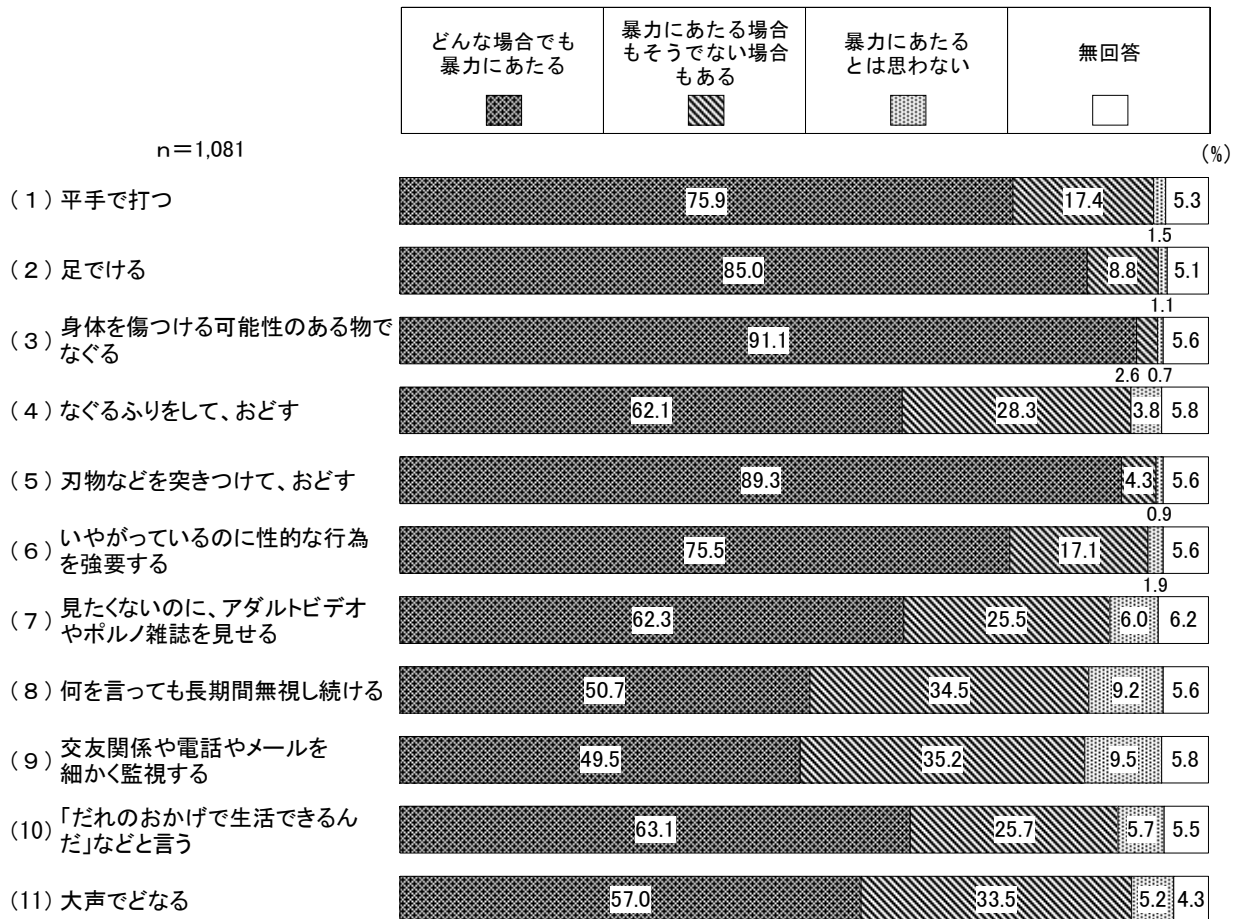


## 6 女性に対する暴力について

### ○ 夫婦間の暴力について

あなたは、次の（１）～（１１）のようなことが夫婦の間で行われた場合、それをどのように感じますか。あなたの考えに近いものを選んでください。

夫婦間での暴力に対する考えを聞いたところ、「どんな場合でも暴力にあたる」は“身体を傷つける可能性のある物でなぐる”で 91.1%と最も高く、次いで、“刃物などを突きつけて、おどす”（89.3%）、“足でける”（85.0%）、“平手で打つ”（75.9%）などの順となっている。また、「暴力にあたる場合もそうでない場合もある」は“交友関係や電話やメールを細かく監視する”で 35.2%と最も高く、次いで、“何を言っても長期間無視し続ける”（34.5%）、“大声でどなる”（33.5%）などの順となっている。一方、「暴力にあたるとは思わない」はすべての項目で1割未満となっている。



# 01 男女共同参画社会とは

## 男女共同参画社会の定義（男女共同参画社会基本法第2条）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

# 02 男女共同参画社会に関する意識

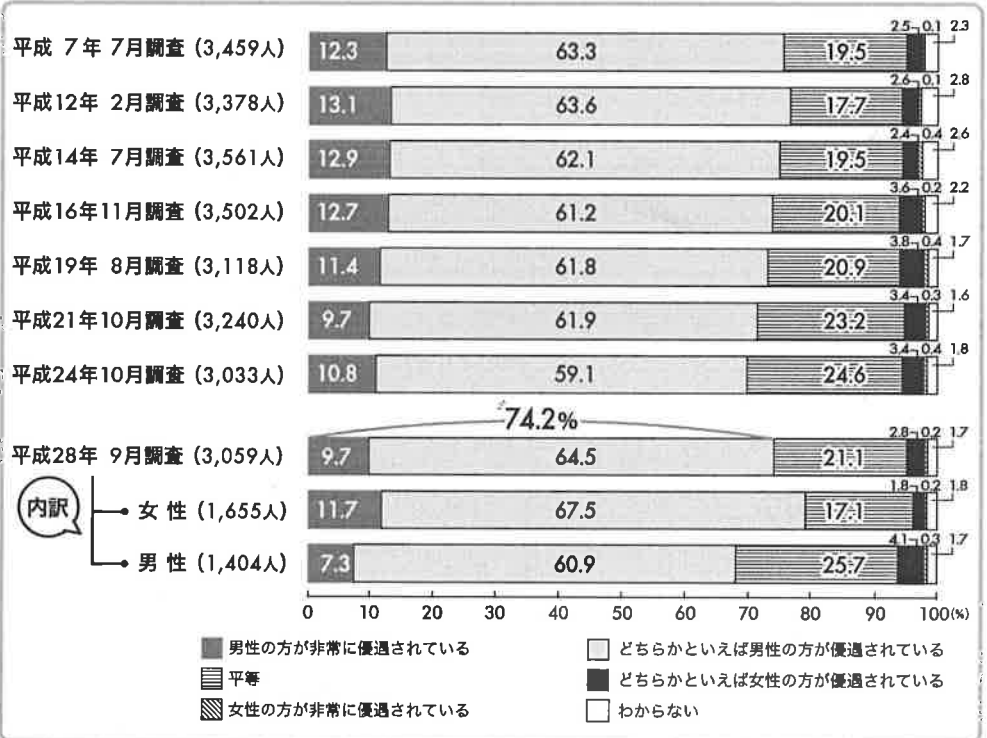
## 1 男女の地位の平等感

社会全体で見た場合、男女の地位について、**74.2%**が「男性の方が優遇されている」と考えています。

男女別にみると、「男性の方が優遇されている」と回答した人は男性よりも女性に多くなっています。

【備考】

内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」  
(平成28年9月)より作成



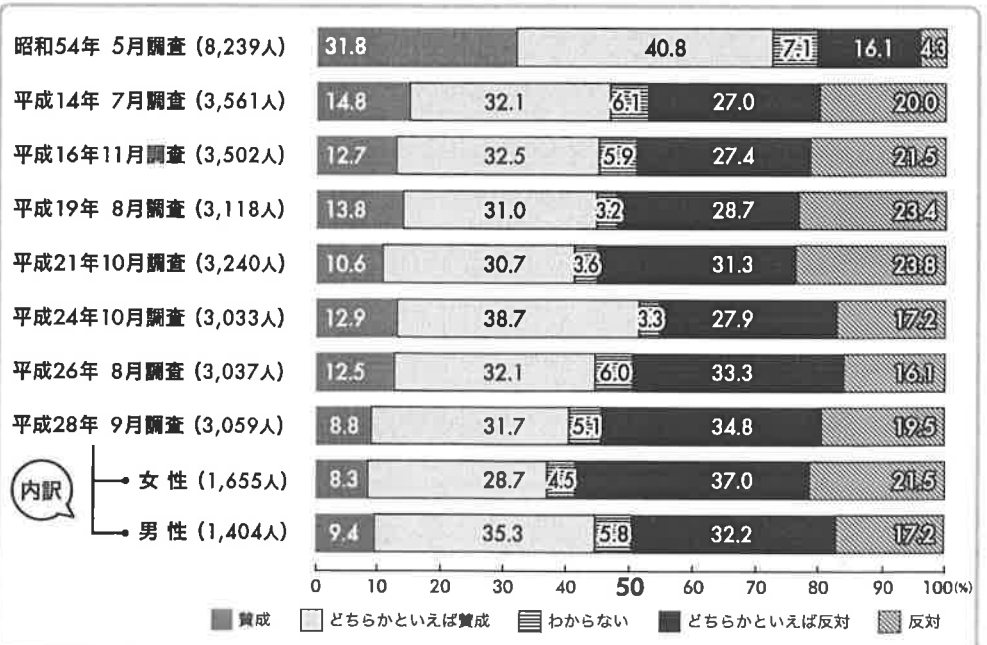
## 2 固定的な性別役割分担意識「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」

昭和54年調査では賛成の割合が7割を超えていましたが、平成16年調査で明確に反対（「反対」+「どちらかといえば反対」）が賛成を上回り、平成19年調査では反対が**5割**を超えました。

その後、平成24年調査では賛成が反対を上回りましたが、平成26年調査で再び反対が賛成を上回り、平成28年調査でさらに反対の割合が増えました。

【備考】

内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」  
(平成28年9月)より作成



# 03 政策・方針決定過程への女性の参画

## 1 各分野における『指導的地位』に占める女性の割合

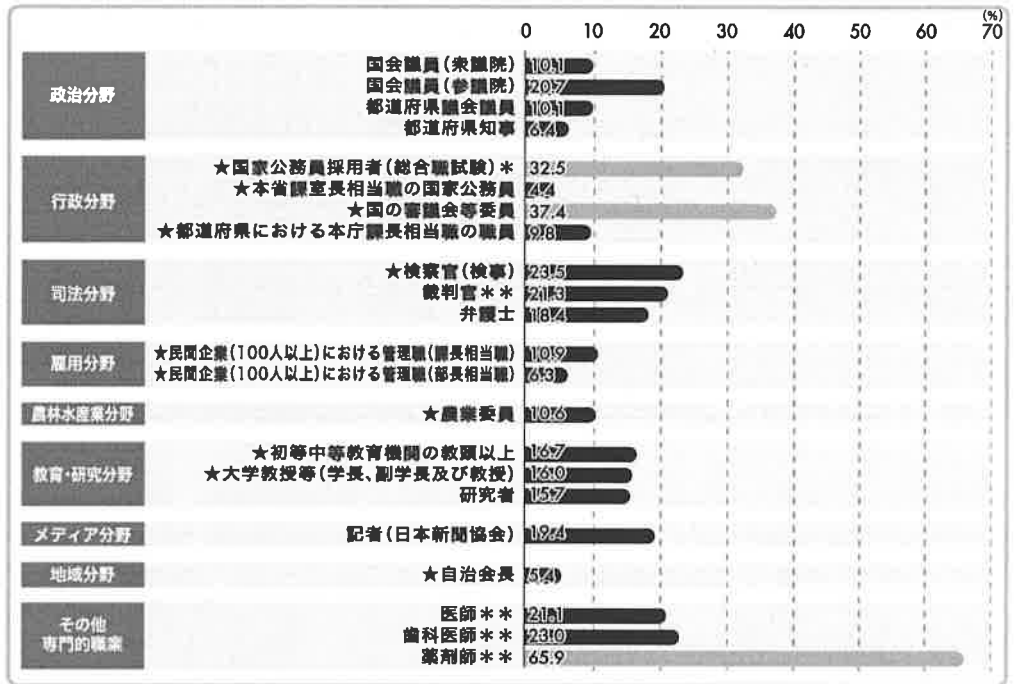
社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位\*に女性が占める割合を少なくとも**30%程度**とする目標を設定し、取組を進めており、その水準は依然として低いものの、30%を達成している分野もできています。

※「指導的地位」の定義

- ① 議会議員
- ② 法人・団体等における課長相当職以上の者
- ③ 専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者

【備考】

1. 内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」(平成29年12月)より一部情報を更新。
  2. 原則として平成29年値。ただし、\*は平成30年値、\*\*は平成28年値。
- なお、★印は、第4次男女共同参画基本計画において当該項目が成果目標として掲げられているもの。

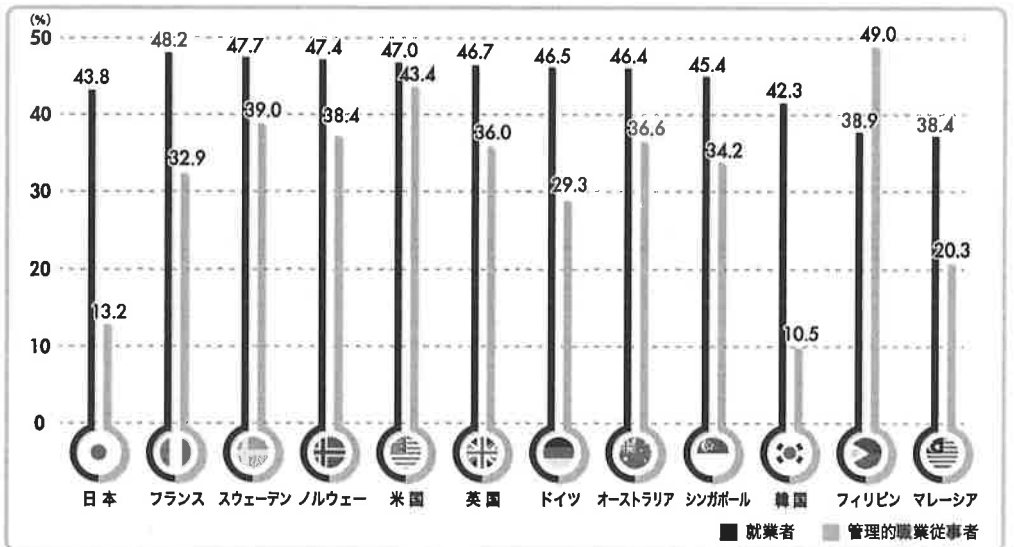


## 2 就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合(国際比較)

就業者に占める女性割合に比べ、管理的職業従事者に占める女性の割合は、**国際的に見て低い水準**にとどまっています。

【備考】

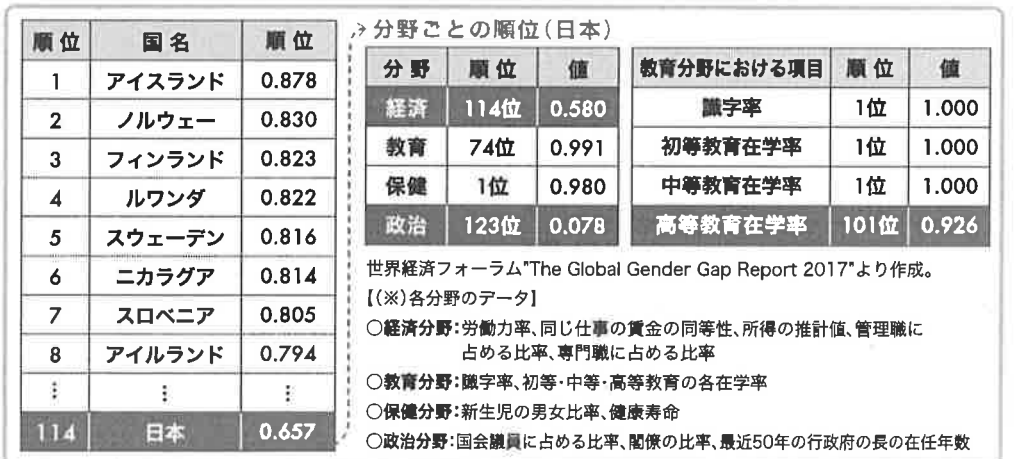
1. 総務省「労働力調査(基本集計)」(平成29年)、その他の国はILO「ILOSTAT」より作成。
2. 日本、スウェーデン及びノルウェーは2017(平成29年)、韓国及びシンガポールは2015(平成27年)、米国は2013(平成25年)、その他の国は2016(平成28年)の値。
3. 総務省「労働力調査」では、「管理的職業従事者」とは、就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等。また、「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。



## 3 GGI(ジェンダー・ギャップ指数)

GGIはスイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が独自に算定したもので、4分野のデータ(※)から構成された男女格差を測る指数で、0が完全不平等、1が完全平等を意味しています。

我が国は、**144か国中114位**(前回(平成28年)は144か国中111位)で依然として政治・経済分野の値が低く、教育分野においては高等教育在学率が低い状況です。

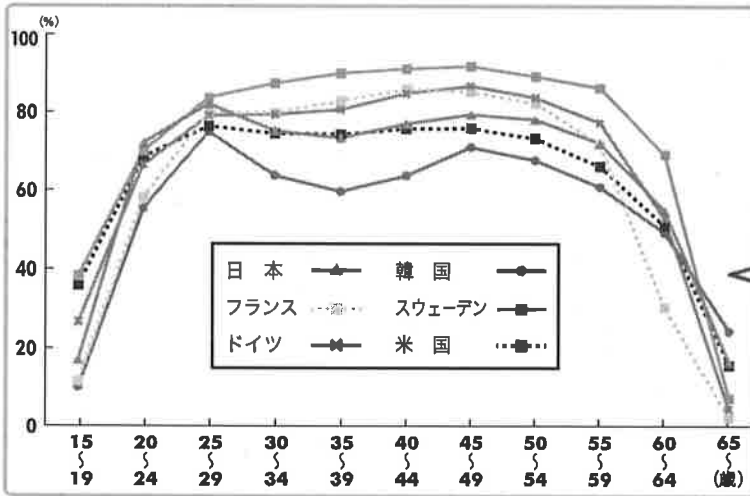


# 04 就業の分野における男女共同参画

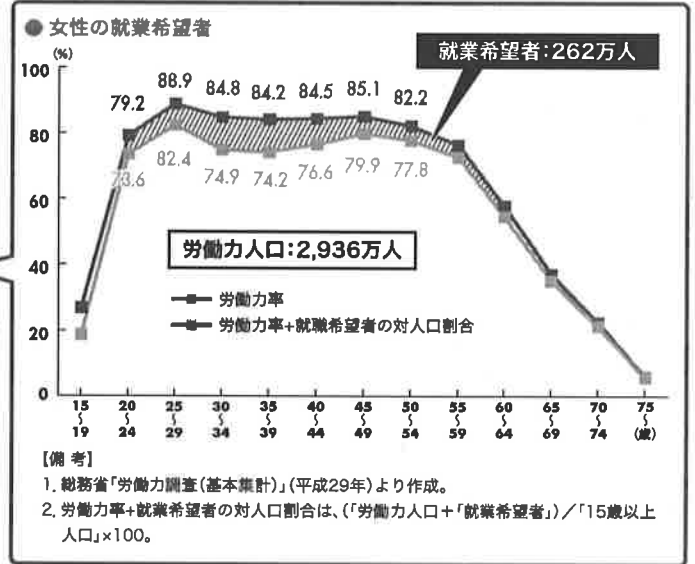
## 1 M字カーブ～女性の年齢階級別労働力率の国際比較と女性の就業希望者

我が国の女性の年齢階級別労働力率は、韓国同様いわゆる「M字カーブ」を描いているものの、以前よりもカーブは浅くなっており、M字の底となる年齢階級も上昇しています。

また平成29年には女性の非労働力人口のうち**262万人**が就業を希望しており、それが実現すれば労働力率の上昇につながります。



【備考】 1. 日本は総務省「労働力調査(基本集計)」(平成29年)、その他の国はILO「ILOSTAT」より作成。  
 2. 労働力率は、「労働力人口(就業者+完全失業者)」/「15歳以上人口」×100。  
 3. 米国の15～19歳の値は、16～19歳の値。

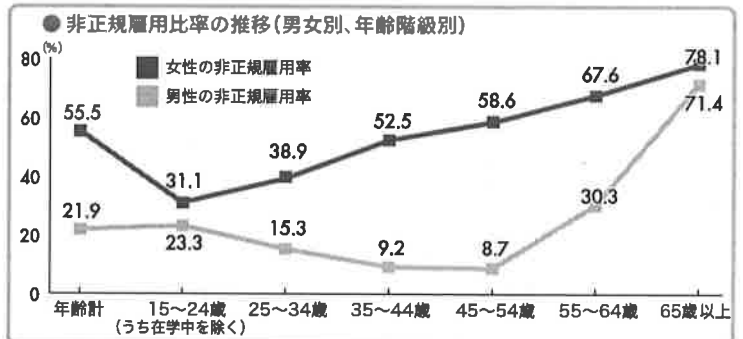
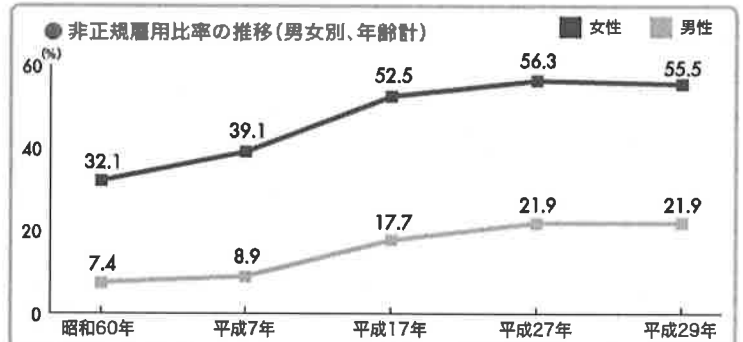


【備考】 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」(平成29年)より作成。  
 2. 労働力率+就業希望者の対人口割合は、「労働力人口+「就業希望者」」/「15歳以上人口」×100。

## 2 非正規雇用比率の推移

平成29年度における年齢計の非正規雇用比率は男性が**21.9%**、女性は**55.5%**です。年齢階級別で見ると在学中を除く15～24歳と65歳以上では男女差が少ないですが、25歳から64歳までは男女差が大きくなっています。

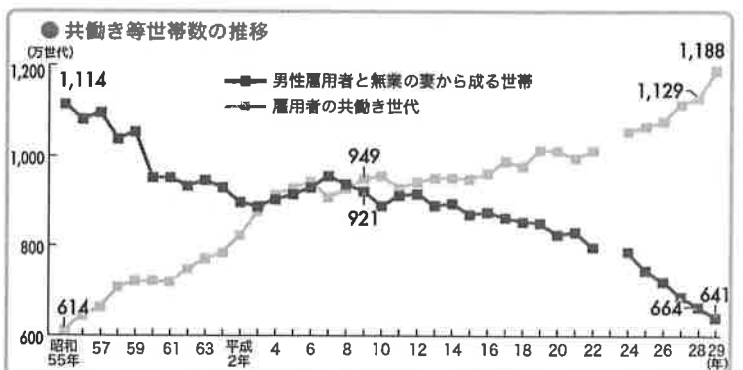
【備考】 1. 昭和60年から平成13年までは総務省「労働力調査特別調査」(各年2月)より、14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。  
 2. 「非正規の職員・従業員」は、平成20年までは「パート・アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員・嘱託」及び「その他」の合計。21年以降は、新たにこの項目を設けて集計した値。  
 3. 非正規雇用労働者の割合は、「非正規の職員・従業員」/「(正規の職員・従業員)+「非正規の職員・従業員」」×100。



## 3 共働き等世帯数の推移

昭和55年以降、共働き世帯数は年々増加し、平成9年以降、男性雇用者と無業の妻から成る世帯数を上回り、平成29年では雇用者の共働き世帯が**1,188万世帯**、男性雇用者と無業の妻から成る世帯が**641万世帯**となり、雇用者の共働き世帯が約1.8倍となっています。

【備考】 1. 昭和55年から平成13年までは総務省「労働力調査特別調査」(各年2月)。ただし、昭和55年から57年は各年3月。平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。  
 2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。  
 3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む)の世帯。  
 4. 平成22年及び23年の値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。



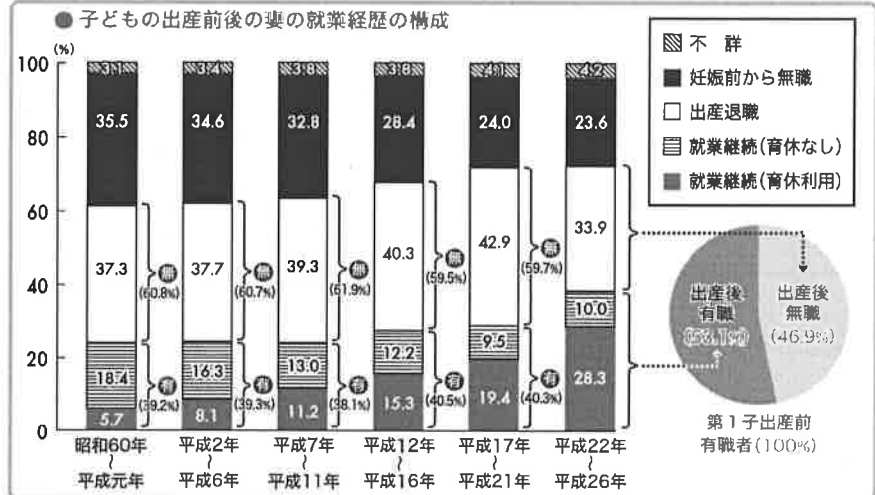


ワーク・ライフ・バランスのシンボルマーク

## 1 第1子出産前に就業していた女性の就業継続率の変化

第1子出産前に就業していた女性のうち、第1子出産後も就業を継続する女性は、これまで4割前後で推移していましたが、最新の調査では約5割へと上昇しました。

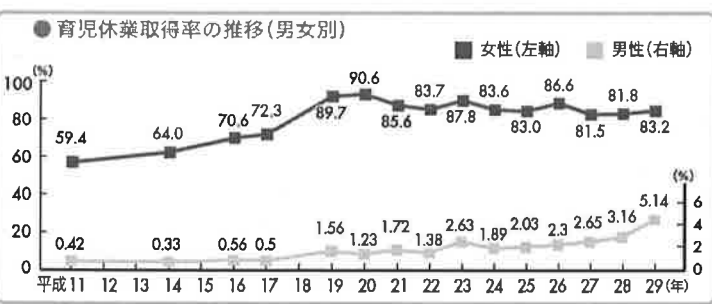
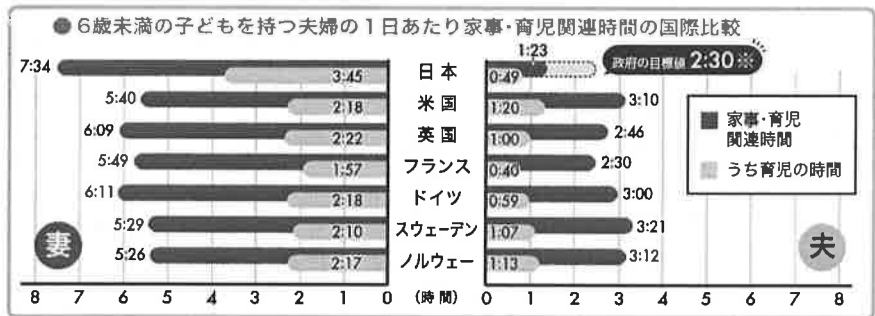
- 【備考】
1. 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」より作成。
  2. 第1子が1歳以上15歳未満の初婚どうしの夫婦について集計。
  3. 出産前後の就業経歴  
 就業継続(育休利用)・・・妊娠判明時就業～育児休業取得～子ども1歳時就業  
 就業継続(育休なし)・・・妊娠判明時就業～育児休業取得なし～子ども1歳時就業  
 出産退職・・・妊娠判明時就業～子ども1歳時無職  
 妊娠前から無職・・・妊娠判明時無職～子ども1歳時無職



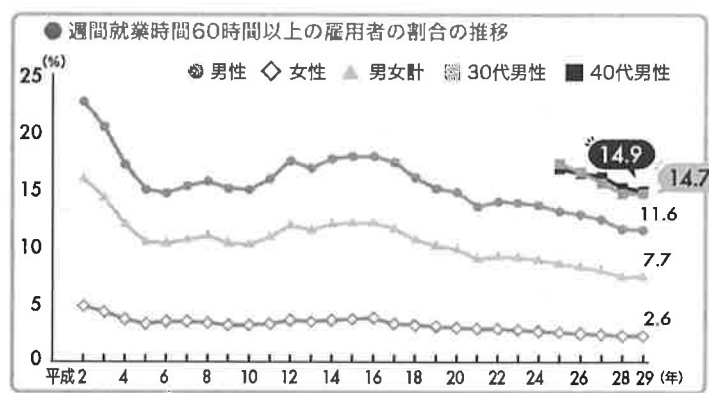
## 2 子育て期にある男性の家事・育児時間

週間就業時間60時間以上の雇用者の割合は、男女とも減少傾向にあります。子育て期と重なる30歳代や40歳代の男性ではその割合が高く、それぞれ14.7%、14.9%となっています。一方、育児期にある夫の1日当たりの育児・家事関連時間は1時間23分であり、「平成32年までに2時間30分※」という目標とはまだ乖離があります。また、男性の育児休業取得率は5.14%(平成29年)と低く、「平成32年までに13%※」の目標に向けた取組が進められています。

※ いずれも第4次男女共同参画基本計画における成果目標。



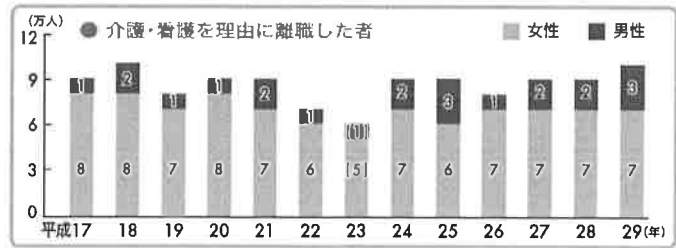
- 【備考】
1. 厚生労働省「雇用均等基本調査」より作成。ただし、平成19年以前は厚生労働省「女性雇用管理基本調査」による。(事業所規模5人以上)
  2. 数値は、調査前年度1年間(平成23年度以降調査においては、調査開始前々年10月1日から翌年9月30日までの1年間)に配偶者が出産した者のうち、調査年10月1日までに育児休業を開始した者(開始予定の者を含む)の割合。
  3. 平成23年度の値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。



- 【備考】
1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。
  2. 非農林業雇用者数(休業者を除く)に占める割合。
  3. 平成23年度値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

## 3 仕事と介護の両立

介護・看護を理由として過去1年以内に離職した者の状況は、平成29年には10万人となっており、その内訳は女性7万人、男性3万人であり、女性が7割を占めています。



- 【備考】
1. 総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。
  2. 前職が非農林業雇用者で過去1年間の離職者。
  3. 平成23年の数値([ ]表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

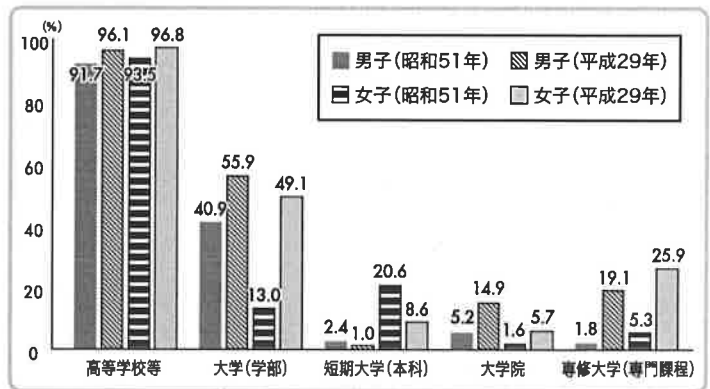


# 06 教育・研究の分野における男女共同参画

## 1 学校種類別進学率の推移

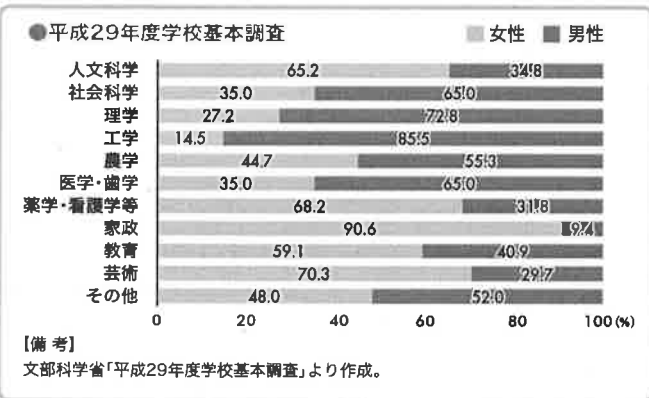
女性の大学(学部)進学率は**49.1%**であり、長期的には上昇傾向にありますが、男性に比べると6.8%ポイント低い状況にあります。なお、女性の短期大学への進学とあわせると、高等教育機関への進学率は**57.7%**となっています。

- 【備考】 1. 文部科学省「学校基本調査」より作成。  
 2. 高等学校等: 中学校卒業後及び中等教育学校前期課程修了者のうち、高等学校等の本科・別科、高等専門学校に進学した者の占める割合。ただし、進学者には、高等学校の通信制課程(本科)への進学者を含まない。  
 3. 大学(学部)、短期大学(本科): 過年度高卒者等を含む。大学学部・短期大学本科入学者数(過年度高卒者等を含む)。を3年前の中学卒業後及び中等教育学校前期課程修了者数で除した割合。ただし、入学者には、大学又は短期大学の通信制への入学者を含まない。  
 4. 大学院: 大学学部卒業者のうち、直ちに大学院に進学した者の割合(医学部、歯学部は博士課程への進学者)。ただし、進学者には、大学院の通信制への進学者を含まない。



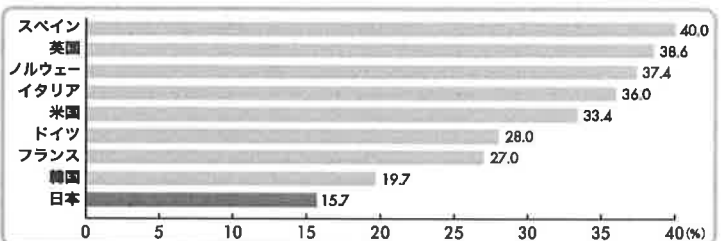
## 2 専攻分野別に見た学生(学部)の男女割合

理学、工学分野における女子学生比率は少なく、専攻分野別に男女の偏りが見られます。



## 3 研究者に占める女性割合の国際比較

我が国の女性研究者数は増加傾向にありますが、その割合は諸外国と比較すると、なお低い水準にあります。

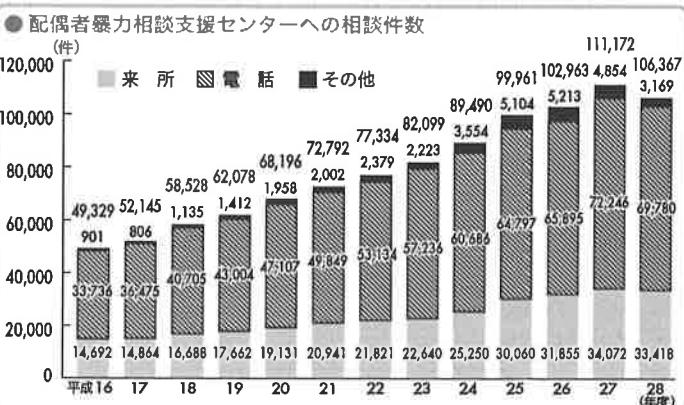


- 【備考】 1. 総務省「科学技術研究調査」(平成29年)、OECD\*Main Science and Technology Indicators、米国国立科学財団(National Science Foundation: NSF)\*Science and Engineering Indicators 2018\*より作成。  
 2. 日本の数値は、2017(平成29)年3月31日現在の値。韓国は2016(平成28)年値、その他の国は、2015(平成27)年値。推定値及び暫定値を含む。  
 3. 米国の数値は、雇用されている科学者(Scientists)における女性の割合(人文科学の一部及び社会科学を含む)。技術者(Engineers)を含んだ場合、全体に占める女性科学者・技術者割合は28.4%。

# 07 配偶者からの暴力

女性の約**3人に1人**、男性の約**5人に1人**は、配偶者(事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む)から、これまでに「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことがあり、女性の約7人に1人は何度も受けています。

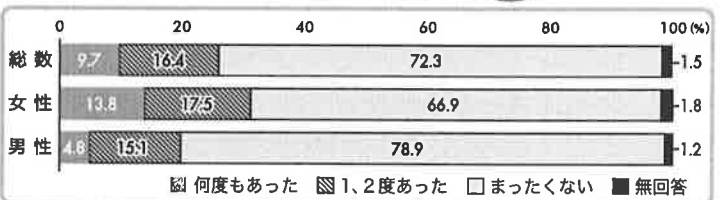
また、配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、3年連続で10万件を超える高水準で推移しています。



「バイオレットリボン」  
 ハーブルは女性に対する  
 暴力根絶のシンボルカラー



女性に対する  
 暴力根絶のための  
 シンボルマーク



- 【備考】 1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成29年)より作成。  
 2. 全国20歳以上の男女5,000人を対象とした無作為抽出によるアンケート調査。集計対象者は、女性1,807人、男性1,569人。  
 3. 身体的暴行: 殴ったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行。  
 心理的攻撃: 人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メール等を細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなた若しくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫。  
 経済的圧迫: 生活費を渡さない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど。  
 性的強要: 嫌がっているのに性的な行為を強要される、見たくないポルノ映像等を見せられる、避妊に協力しないなど

## DV相談ナビ

配偶者からの暴力に悩んでいることを、どこに相談すればよいかわからないという方のために、全国共通の電話番号**0570-0-55210**から相談機関を案内するDV相談ナビサービスを実施しています。発信地等の情報から最寄りの相談機関の窓口へ電話が自動転送され、直接ご相談いただくことができます。



男女共同参画社会基本法  
平成11年6月23日公布・施行男女共同参画社会を  
実現するための  
5つの基本理念

- ・男女の人権の尊重
- ・社会における制度又は慣行についての配慮
- ・政策等の立案及び決定への共同参画
- ・家庭生活における活動と他の活動の両立
- ・国際的協働

## 【国、地方公共団体及び国民の役割】

<b>国</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念に基づき、5年毎に男女共同参画基本計画を策定</li> <li>・「積極的改善措置」<sup>(注1)</sup>を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定、実施</li> </ul>
<b>地方公共団体</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む</li> <li>・地域の特性を活かした施策の展開</li> </ul>
<b>国民</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画社会づくりに協力することが期待される</li> </ul>

(注1) 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること、いわゆるポジティブ・アクション。

第4次男女共同参画基本計画  
平成27年12月25日閣議決定

男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、平成37年度末までの「基本的な考え方」並びに平成32年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めた計画。

- ① 女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが必要不可欠なことから、男性中心型労働慣行<sup>(注2)</sup>等を革新し、職場・地域・家庭等あらゆる場面における施策を充実
- ② あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた、女性活躍推進法の豊富な施行やポジティブ・アクションの実行等による女性採用・登用の推進、加えて将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組の推進
- ③ 困難な状況に置かれている女性の事情に応じたきめ細かな支援等による女性が安心して暮らせるための環境整備
- ④ 東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、男女共同参画の視点からの防災・復興対策・ノウハウを施策に活用
- ⑤ 女性に対する暴力の状況の多様化に対応しつつ、女性に対する暴力の根絶に向けた取組を強化
- ⑥ 国際的な規範・基準の尊重に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献、我が国の存在感及び評価の向上
- ⑦ 地域の事情を踏まえた主体的な取組が展開されるための地域における推進体制の強化

(注2) 勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行。

## 1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日公布・一部施行  
平成28年4月1日全面施行(10年間の時限立法)

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となっていることに鑑み、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、豊かで活力ある社会を実現することを目的としています。

女性活躍推進  
「見える化」サイト



女性公務員の活躍に関する情報はこちら

女性の活躍推進企業  
データベース



一般事業主(民間企業等)の女性活躍に関する情報はこちら

行動計画、推進計画、  
女性の活躍状況等の  
詳しい情報は  
こちら!

## 国の役割

- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針・事業主行動計画策定指針を定め、一般事業主に対する認定制度(えるぼし認定)、公共調達における受注機会の増大等の施策を実施する。

## 地方公共団体の役割

- ・推進計画(区域内の女性活躍の推進に関する計画)の策定(努力義務)、公表。
- ・国の施策に準じて受注機会の増大等の施策を実施(努力義務)
- ・女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織する(任意)

一般事業主(民間事業主)・  
特定事業主(国・地方公共団体)の役割

- ・女性の採用・管理職割合、残業時間の状況等を把握・分析して、数値目標を含む事業主行動計画の策定、公表及び女性の活躍状況に関する情報を公表(常時雇用者300人以下の民間事業主は努力義務)

## 2 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

平成30年5月3日 公布・施行

社会の対等な構成員である男女が公選による公職等として政策の立案・決定に共同して参画する機会が確保されることが、多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的としています。

## 基本原則

- 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする
- 男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにする
- 家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにする

→ 基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画を推進

## 国・地方公共団体の責務等

政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする  
基本的施策(実態の調査及び情報の収集等、啓発活動、環境の整備、人材の育成等)

## 政党その他の政治団体の努力

当該政党等に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする

年代	世界の動き	日本の動き
1975(昭和50)年 国際婦人年	国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催
1977(昭和52)年		「国内行動計画」策定 「国立婦人教育会館」(現・国立女性教育会館)設置 「女子差別撤廃条約」署名
1979(昭和54)年	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択	
1980(昭和55)年	「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	
1981(昭和56)年		
1984(昭和59)年		
1985(昭和60)年	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	
1986(昭和61)年		
1987(昭和62)年		
1988(昭和63)年		
1990(平成2)年	国連婦人の地位委員会拡大総会 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	
1991(平成3)年		
1993(平成5)年	世界人権会議(ウィーン)、女性に対する暴力撤廃宣言	
1994(平成6)年	国際人口開発会議(カイロ)行動計画採択	
1995(平成7)年	第4回世界女性会議—平等、開発、平和のための行動(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	
1996(平成8)年		
1997(平成9)年		
1999(平成11)年		
2000(平成12)年	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) ミレニアム開発目標(MDGs)設定(目標3:ジェンダー平等推進と女性の地位向上) 「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号」採択	
2001(平成13)年		
2002(平成14)年		
2003(平成15)年		
2004(平成16)年		
2005(平成17)年	国連「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク)	
2006(平成18)年		
2007(平成19)年		
2009(平成21)年		
2010(平成22)年	国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク) 国連グローバル・コンパクト(UNGC)とUNIFE(現 UN Women)が女性のエンパワメント原則(WEPs)を共同で作成	
2011(平成23)年	UN Women正式発足	
2012(平成24)年	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	
2013(平成25)年		
2014(平成26)年	第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択 国連「北京+20」記念会合(第59回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)) 第3回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択 UN Women日本事務所開設 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)採択 (目標5:ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う)	
2015(平成27)年		
2016(平成28)年		
2017(平成29)年		
2018(平成30)年		
		婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催
		「国内行動計画」策定 「国立婦人教育会館」(現・国立女性教育会館)設置 「女子差別撤廃条約」署名
		「国内行動計画後期重点目標」策定 「国議案」の改正 「男女雇用機会均等法」の公布、 「女子差別撤廃条約」批准
		婦人問題企画推進本部拡充(構成を全庁に拡大) 婦人問題企画推進有識者会議開催
		「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定 女子差別撤廃条約実施状況第1回報告書編
		「育児休業法」の公布 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(以下、パートタイム労働法)の公布 男女共同参画推進・男女共同参画審議会(政令)・男女共同参画推進本部設置 女子差別撤廃条約実施状況第2回及び第3回報告書編
		「育児休業法」を「育児休業・介護休業法」への改正(介護休業制度の法制化)
		男女共同参画推進推進会議(えがりてネットワーク)発足 「男女共同参画2000年プラン」策定
		男女共同参画審議会設置(法律) 「介護保険法」公布
		「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「食料・農林・農村基本法」公布、施行
		「男女共同参画基本計画」閣議決定
		男女共同参画会議及び男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 第1回男女共同参画週間(以降、毎年実施) 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定
		アフガニスタン復興支援国際会議(東京開催)「女性の地位向上」が日本が重点的に貢献すべき事項となる アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催
		「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 女子差別撤廃条約実施状況第4回及び第5回報告書編 「少子化社会対策基本法」公布、施行 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行
		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正
		「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 女性の再チャレンジ支援プラン策定
		「男女雇用機会均等法」改正 第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定
		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「パートタイム労働法」改正 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
		「育児・介護休業法」改正 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告書編
		APEC第15回女性リーダーズネットワーク(WLN)会合(東京開催) 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定
		若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提督 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(平成26年1月施行) 「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる。
		「パートタイム労働法」改正 「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAWI Tokyo 2014)開催(以降、毎年開催)
		「女性活躍加速のための重点方針2015」策定(以降、毎年策定) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布(翌年、全面施行) 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 安保理決議1325号等の履行に関する「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定
		女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告書編 「女性の活躍推進のための開発戦略」策定 「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正 G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイシアティブ(WINDS)」に合意
		刑法改正(強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等)
		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」の策定

発行・編集



男女共同参画局

〒100-8914  
内閣府 東京都千代田区永田町1-6-1

TEL 03-6257-1356 (直通)

FAX 03-3581-9566

より詳しいデータを掲載した男女共同参画白書、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポートをご覧ください。

URL <http://www.gender.go.jp/>

ホームページは  
こちらから▼



facebookは  
こちらから▼



VERY   
GOOD  
LOCAL  
とちぎ

\*\*\*\*\* 平成 31 (2019) 年 4 月作成 \*\*\*\*\*

お問い合わせは . . .

〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20  
栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課  
TEL 028-623-3074 / FAX 028-623-3150  
E-mail seishonen-danjo@pref.tochigi.lg.jp